

## 杉並区景観計画の改定について

令和 6 年 12 月 3 日に「杉並区景観計画（案）」を公表し、区民等の意見提出手続きを実施しました。その結果等を踏まえ、当該計画（案）を一部修正した上で、以下のとおり改定したので報告します。

### 1 区民等の意見提出手続きの実施状況

#### （1）実施期間

令和 6 年 12 月 3 日（火）から令和 7 年 1 月 6 日（月）までの 35 日間

#### （2）公表方法

- ・広報すぎなみ（12 月 5 日臨時号）
- ・区公式ホームページ
- ・文書による閲覧（市街地整備課、区政資料室、区民事務所、図書館）

#### （3）意見提出実績

計 12 件（個人 12 件、団体 0 件）延べ 46 項目

- ・電子メール : 4 件（個人 4 件、団体 0 件）延べ 33 項目
- ・区公式ホームページ : 8 件（個人 8 件、団体 0 件）延べ 13 項目

### 2 提出された意見と区の考え方

#### （1）区民等の意見及び区の考え方

別紙 1 のとおり

#### （2）計画（案）の修正一覧

別紙 2 のとおり

なお、区民等の意見による修正 120 項目を含め、189 項目を修正。

### 3 修正後の計画

別紙 3 のとおり

### 4 その他

- （1）修正後の計画については、令和 7 年 4 月 15 日に区公式ホームページ等で公表済み。
- （2）計画の概要をまとめた周知用パンフレットを作成予定。

# 杉並区景観計画（案）に対する区民等の意見及び区の考え方

別紙 1

※網掛けの部分は、計画に反映させた区民等意見  
※枝番は、同一人から複数の意見があった場合に記載

| 意見<br>番号 | 枝番     | 意見（全文）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 区の考え方                                                                                                                               |
|----------|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|          | 1      | <p>1 第1章で杉並区が進める景観行政の枠組みをわかりやすく説明することが必要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区が体系的な景観行政に取り組めるようになったのは、景観法に基づく景観行政団体（景観法（以下「法」という。）第7条1項）となったことが出発点となります。</li> <li>・これにより法に基づく景観計画の策定等（法第2章第1節）とこれに基づく措置（届出勧告制による行為の規制等、景観重要建造物や景観重要樹木の指定等、景観重要公共施設の整備等：同法同章第2節～第4節）などを行うことが可能になりました。</li> <li>・まちづくりの分野で従来取り組みが遅れていた景観行政を進めるため、区は平成20年景観条例を策定し、法に基づく景観計画を定めるとともに、法には具体的な規定のない景観計画区域の中で特に重点的に取り組む必要がある景観形成重点地区の指定、届出勧告制の運用手続き、大規模建築物の建築等や公共施設整備に係る事前協議の規定、景観重要建築物、景観重要樹木の指定手続きや支援規定、良好な景観づくりへの寄与に対する表彰規定、運用全般にわたるまちづくり景観審議会の意見聴取などを定めました。</li> <li>・景観計画は、区の景観行政の基本的な考え方を明らかにするとともに、法や条例に規定されたこれらの施策を総合的かつ体系的に展開するために必要なものであり、その内容は法や条例との関わりが理解できるようにわかりやすく記述されるべきであると考えます。</li> <li>・4頁で今回改定の理由の一つに「景観づくりに関心はあるが、区の取組を知っている人の割合が非常に低い」ということを挙げていますが、その原因の一つはこれまでの景観計画が法や条例との関係にある程度知っている人でないと、記載内容の意味がわからないようなものとなっていた点にあるのではないかと考えられます。</li> <li>・こうした点を改善するため、第1章「景観計画とは」の中で、景観計画の必要性を法や条例との関わりを明らかにしながら、記載される内容にどのような意味があるのかを説明すべきと思います。</li> </ul> | <p>ご指摘を踏まえ、第1章に、景観計画の策定の背景、景観法と景観条例との関係性についての説明を追加します。また、計画（案）では、目次とは別に章立ての概要を示すページを設定していましたが、目次との内容の重複を整理することで、より分かりやすい構成とします。</p> |
|          | 1<br>2 | <p>2 第2章杉並区の景観特性の記述について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2章は地域に根ざした景観計画の方向性を定めるための景観特性を全区的な視点と地域別の視点で整理するもので、第3章の現状と課題分析とともに第4章以降の景観計画の内容を定めるためのベースとなる重要な箇所であると思います。第2章では気になる点が二つあります。一つは景観要素に出てくる地名や施設名の中には地図にきちんと表示されていないものがあるという点です。景観要素として重要なものを記載しているならば、区民とその意識を共有するためにも地図上にもしっかりと明示すべきと思います。</li> <li>・もう一つは、国の史跡に指定されている荻外荘や東京都選定歴史的建造物に指定されている浴風会本館などが地図上では文化財の記号が付されていないことです。国の史跡に指定されている玉川上水も地図では街路樹の緑色の点線が表示されているだけで、名称表示はなく、凡例にある玉川上水の水色の着色すらありません。国や都の指定であっても景観上重要な価値を持つ景観要素はきちんと表示すべきと思います。</li> <li>・改めて文章と地図の整合性をチェックして、漏れのないようにして欲しいと思います。併せて、地図を見やすくするため少しでも大きくしてください。凡例などに比べて地図が小さ過ぎます。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | <p>ご指摘を踏まえ、地図の掲載情報については、計画本文との整合性を確保するとともに、地図の大きさを調整します。</p>                                                                        |
|          | 3      | <p>3 第2章03景観づくりの課題について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・単純な言葉遣いの問題ですが、47頁右段下から4行目「地域らしいなまちなみ」は「な」が不要です。また次行の「実現させるため」は区の計画であれば「実現するため」ではないでしょうか。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | <p>ご指摘のとおり、誤記を修正します。次行については、「（区が）まちなみの形成を区民とともに実現させるため～」としています。</p>                                                                 |
|          | 4      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・48頁の「住宅地の景観誘導やみどりの創出」に関して、最近建設されている小規模敷地の戸建て建売住宅で建物周囲の外構がどのように整備されているかご存知ですか。宅地内の緑化とは正反対に、駐車場のためにコンクリート舗装され、残された地面は樹木管理の煩わしさ回避や雑草除けのためと思われるのですが、砂利敷きとされる例が極めて多く見られます。土の地面は全く見えない敷地がどんどん増えています。住宅地の建物周りの緑化を本気で進めるためには、景観行政サイドからも一歩踏み込んだ施策展開が必要なのではないでしょうか。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | <p>「みどりの基本計画」改定と合わせ、今後の検討の参考といたします。</p>                                                                                             |

| 意見<br>番号 | 枝番 | 意見（全文）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 区の考え方                                                                                                                                  |
|----------|----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1        | 5  | <p>・48頁の「商業地の景観形成と誘導」に関して、商店街の多分補助金を活用した街灯整備だと思いますが、その支柱が歩行者空間を確保するために引かれた路側帯の白線内側の真ん中に立てられ、歩行者は白線の内側を歩けなくなっている事例があることをご存知ですか。</p> <p>・その街灯の光はピンク、青、黄色というように変化するもので、まちなみの美しさを損なうものとしか言いようがありません。行政は何故このような歩行者の安全を損ない、景観を乱す街灯整備を補助金や道路占用許可などで支援しているのでしょうか。この改定案で記載されている課題認識からは真逆のことをやっているのではないかと思います。行政内部における良好な景観づくりに対する整合のとれた施策展開ができるようにしてください。</p> | <p>良好な景観づくりに向けては、景観法・景観条例に基づく施策だけでなく、さまざまな視点から景観づくりに取り組む必要があると考えています。街灯整備についても、景観の観点から配慮を求めるなど、庁内の連携を図っていきます。</p>                      |
|          | 6  | <p>4 第6章景観法令による行為の規制・誘導について</p> <p>・第6章がもっともわかりにくい章となっています。その理由は制度概要の説明が不十分であることがまず挙げられます。それに加え、景観誘導を行う対象区域の区分とそこで行われる行為の種類、規模によって適用される景観形成基準が異なってくる仕組みとなっていますが、仕分け方法の説明がなく適用する基準に整理番号が付されていないこと、さらにそこに景観形成基準の一部として使用される色彩基準が組み合わさって並べられているため、どこを見ればいいのか極めてわかりにくいものになっています。これについての改善提案は後述します。</p>                                                    | <p>ご意見を踏まえ、区域や建物の規模等に対応する景観形成基準が掲載された頁が分かるよう、見出しを追加し表の記載を整理します。</p>                                                                    |
|          | 7  | <p>・第6章では、まず冒頭で法と条例による届出勧告制の説明が必要です。その中で法を活用する届出勧告制と区独自の条例による3種類の事前協議があることも説明すべきです。後者は、95頁の04以降で説明されていますので、ここでは前者の法に基づく届出勧告制の仕組みの説明が必要です。この手続きの流れを99、100頁の図で説明しているつもりかもしれませんが、この図は事前協議の記述の後に出てくるので、これで届出勧告制の手続きを読み取れというのは不親切極まりありません。区民に幅広く関わりが生じる建築物等の建築の場合を例として、届出勧告制の仕組みと流れをわかりやすく図示して説明すべきと思います。</p>                                             | <p>第6章は、冒頭において法及び条例に基づく規制・誘導を包括的に記載し、届出や事前協議に関する詳細は後述する構成としています。</p> <p>「第6章 03 行為の届出」の冒頭については、ご意見を踏まえ、法令に適合しない場合の対応についての記載を追加します。</p> |
|          | 8  | <p>・また、届出の実績は41頁に出ていますが、再度ここで平成5年度までの合計を記載するとともに、そのうち指導や勧告を行ったものが何件あるかも示すべきと思います。さらに、条例で規定されている事前協議の運用実績もここで記載することにより、景観行政が現実に良好な景観形成に寄与していることをアピールできると思います。</p>                                                                                                                                                                                     | <p>「第3章 01 景観づくりの実績」について、ご意見を踏まえ、大規模建築物、公共施設の事前協議件数をそれぞれ追記します。</p> <p>なお、指導は窓口等にて日常的に行っているため、件数のカウントはしていません。また、勧告や変更命令等の実績はありません。</p>  |
|          | 9  | <p>・01市街地特性別の目標と方針（56頁）の上から6行目「・・・、目標や方針を定めることで、その地区に即した良好な景観づくりを進めます。」とありますが、目標と方針だけでは不十分です。「・・・、本節の目標や方針とそれに対応する次節の景観形成基準を定めることで、その地区に即した良好な景観づくりを進めます。」とすべきだと思います。</p>                                                                                                                                                                            | <p>ご指摘のとおり、記載を修正します。</p>                                                                                                               |
|          | 10 | <p>・56頁8行目の「市街地特性区域」というタイトルはわかりにくい表現です。その内容を見ると、「市街地特性に応じた地区区分とその区域」と丁寧に表現すべきではないでしょうか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                          | <p>ご指摘のとおり、記載を修正します。</p>                                                                                                               |
|          | 11 | <p>・前述した景観形成基準と色彩基準と地区区分の対応関係をわかりやすくするため、ここで地区区分に次のような記号を付けることをお勧めします。「水とみどりの景観形成重点地区（A）」、「善福寺川、神田川、妙正寺川沿い周辺地区（A1）」、「玉川上水沿い周辺地区（A2）」、「一般地域（BC）」、「住宅地系（B）」、「商業地系（C）」、「低密度住宅地（B1）」、「中低密度住宅地（B2）」、「駅周辺等の商業地（C1）」、「幹線道路の沿道（C2）」</p>                                                                                                                      | <p>No.1-6と同様</p>                                                                                                                       |
|          | 12 | <p>・さらに56頁の「市街地特性に応じた地区区分とその区域」の中の説明文では、記述が対象区域の定義であることを明らかにするため「対象区域：河川区域及び河川境界線の両側から30m」というように各地区区分全ての説明に「対象区域：」を入れた方が良くと思います。</p>                                                                                                                                                                                                                 | <p>ご指摘のとおり、記載を修正します。</p>                                                                                                               |

| 意見<br>番号 | 枝番 | 意見（全文）                                                                                                                                                                                                                                                                 | 区の考え方                                                                                          |
|----------|----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1        | 13 | ・A2の対象区域の説明は「河川」ではなく「上水の中心から両側に100m」の誤りですね。B1の（）書きは「容積率100%以下の用途地域が指定された区域」、B2の（）書きは「低密度住宅地及び商業地系の対象区域を除く地域」、C1の説明は「幹線道路沿道を除く近隣商業地域が指定された区域」と丁寧に説明した方が良いと思います。C2は「幅員が概ね15m以上の幹線道路沿道」では区域の奥行きが指定されておらず定義が不十分です。「幅員が概ね15m以上の幹線道路沿道で路線用途地域が指定された区域」を指すのでしょうか。定義は明確にすべきです。 | ご指摘を踏まえ、より正しい記載に修正します。                                                                         |
|          | 14 | ・57～68頁の地区名称には、景観形成基準等との対応性を良くするため前述のように地区名の最後に（）書きの記号を入れることをお勧めします。                                                                                                                                                                                                   | No.1-6と同様                                                                                      |
|          | 15 | なお、「方針」の項目に「景観法第8条第3項」と根拠条文を入れていますが必要でしょうか。唐突な感じがします。景観形成基準も法8条2項2号に該当するものですが、いちいち景観形成基準の記述に根拠条文を入れたりしていないですね。                                                                                                                                                         | 「景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針」など、景観法に基づき定められているものに関しては、根拠に条文を記載しています。<br>ご指摘を踏まえ、表記の統一性を図るため、記載を修正します。 |
|          | 16 | ・69頁の「市街地特性区域図」は、56頁と同様に「市街地特性に応じた地区区分図」とした方がわかりやすいと思います。また凡例の並べ方も56頁に合わせ、「水とみどりの景観形成重点地区（A）」を一番上に持ってきた方が良いと思います。                                                                                                                                                      | ご指摘のとおり、記載を修正します。                                                                              |
|          | 17 | ・70頁のマンセル値の説明は何故01の最後に入っているのでしょうか。さっぱりその理由がわかりません。後述するように色彩基準の説明の中の解説として活用すべきです。                                                                                                                                                                                       | 当該ページは、コラムとして掲載していますので、頁位置の調整及びタイトルの記載を修正します。<br>また、計画内のコラム頁については、その旨をわかりやすく表記します。             |
|          | 18 | 5 第6章 02景観形成基準について<br>・02景観形成基準（71頁）の説明が不十分です。既に指摘したように、55頁の届出勧告制の説明を充実させる中で、景観形成基準が審査や指導の基準になるものであって、必要な場合は勧告を受ける根拠にもなるということが説明されるのであれば、ここで詳しく説明する必要はないかもしれませんが、少なくとも現状では景観形成基準がどのような意味を持つのかという説明はなされていません。どこかで加筆の必要があります。                                            | ご指摘を踏まえ、景観形成基準の必要性についての記載を追記します。                                                               |



| 意見<br>番号 | 枝番 | 意見（全文）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 区の考え方                                                                                                         |
|----------|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1        | 19 | <p>・ 景観形成基準と色彩基準が入り組んで並べられているために非常にわかりにくくなっている点については、次のような方法で改善することを提案します。すなわち、記号を用いながら対象区域の区分と行為の種類、規模の整理を行ったうえで、適用される景観形成基準の整理番号を指定するとともに、そこで適用される色彩基準については別途色彩基準をまとめて分類整理したうえで、景観形成基準の色彩の記述の中で適用される色彩基準の整理番号を指定するような形にするというものです。このような方法による分類の一例「景観形成基準と色彩基準の整理例」を別添エクセルファイルで送信しますので、参考にしてください。</p> <p>・ ここでは景観形成基準を建築物については＜A1-ア＞から＜C-ウ＞まで12種類に、工作物については＜X＞から＜Z＞まで3種類に、色彩基準は＜い＞から＜を＞まで12種類に分類して、それらの組合せで具体的に適用される景観形成基準と色彩基準を一覧できるようにしています。</p> <p>・ この「景観形成基準と色彩基準の整理例」のような一覧表がここに入って72頁以降の景観形成基準等のインデックスにすることができると、全体の構成と個別の基準の位置づけがわかりやすくなると思います。それは、今後の届出勧告制を円滑に運営することにも役立つものと思われます。</p> <p>・ 72、74、76、78、80、82、84、87頁の景観形成基準及び90、91頁の景観形成基準に準じる色彩推奨基準には、それぞれ景観形成基準等の整理番号を入れることで上記インデックス一覧表と対照しやすくなり全体としての統一性が生まれると思います。例えば72頁はタイトルとして「景観形成基準＜A1-ア＞ 対象：善福寺川、神田川、妙正寺川沿い周辺地区内の延べ面積3000㎡以上の建築物」のようにします。以下、「景観形成基準＜A1-イ＞ 対象：善福寺川、神田川、妙正寺川沿い周辺地区内の高さ10m以上または延べ面積500㎡以上3000㎡未満の建築物」「景観形成基準＜A1-ウ＞ 対象：善福寺川、神田川、妙正寺川沿い周辺地区内の高さ10m未満かつ延べ面積500㎡未満の建築物」・・・「景観形成基準＜BC-ア＞ 対象：一般地域の住宅地系及び商業地系地区内の延べ面積3000㎡以上の建築物」「景観形成基準＜BC-イ＞ 対象：一般地域の住宅地系及び商業地系地区内の高さ10m以上または延べ面積500㎡以上3000㎡未満の建築物」「色彩推奨基準＜B-ウ＞ 対象：一般地域の住宅地系地区内の高さ10m未満かつ延べ面積500㎡未満の建築物」「色彩推奨基準＜C-ウ＞ 対象：一般地域の住宅地系地区内の高さ10m未満かつ延べ面積500㎡未満の建築物」のようになります。（なお＜B-ウ＞＜C-ウ＞は景観形成基準ではないということなので、ここでは色彩推奨基準と仮に命名しています。）</p> <p>・ その後に続けて、工作物など建築物の建築等以外の行為に対するものとして「景観形成基準＜X＞ 対象：全地域の工作物で高さ10m以上のもの、高さ2m以上10m未満の擁壁及び河川等を横断する橋梁」「景観形成基準＜Y＞ 対象：開発行為で水とみどりの景観形成重点地区内の開発区域の面積500㎡以上のもの又は一般地域内の開発区域の面積1000㎡以上のもの」「景観形成基準＜Z＞ 対象：一般地域内で造成面積1000㎡以上の土地の開墾、土石の堆積等」のように表示するとわかりやすいと思います。</p> | No.1-6と同様                                                                                                     |
|          | 20 | <p>・ なお、87頁上から6行目のタイトル「工作物の建築等」は「工作物の建設等」の間違いですね。さらに、開発行為の景観形成基準の対象が「開発区域の面積1000㎡以上」となっていますが、94頁を見ると「開発区域の面積が、水とみどりの景観形成重点地区では500㎡以上、一般地域では1000㎡以上のもの」となっています。こちらが正しいのではないのでしょうか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | <p>ご指摘のとおり、「工作物の建築等」については誤記を修正します。</p> <p>なお、「開発区域の面積1,000㎡以上」については、当該ページが一般地域の景観形成基準を示していますので、誤記ではありません。</p> |

| 意見番号 | 枝番 | 意見（全文）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 区の考え方                                                       |
|------|----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 1    | 21 | <p>・工作物の建設等の景観形成基準で、「『建築物等の色彩基準』に定める基準に適合したものとする」としていますが、これだけではどの「建築物等の色彩基準」を使うのかわかりません。前記「景観形成基準と色彩基準の整理例」一覧表では、工作物の建設される地区区分と高さが、建築物等の色彩基準の地区区分と高さと同等となるように適用するものと推測して作成しています。これで良いのかはよくチェックしてください。</p> <p>6 色彩基準の整理について</p> <p>・景観形成基準の色彩に関する基準としてマンセル値を使った色彩基準を示していますが、景観形成基準と色彩基準が入り組んでいるため、大変読み取りにくくなっています。景観形成基準の中の「『建築物等の色彩基準』に定める基準に適合したものとする」という記述が繰り返し出てきますが、この『建築物等の色彩基準』は地区区分、建築物の規模によって異なる基準となっているにもかかわらず、どの基準を適用するのかということが景観形成基準の記述で指定されておらず、景観形成基準の直後の頁に記載する構成になっています。このことが、特に84頁の一般地域以降で複雑な並べ方となる原因となっており、理解しにくくなっています。</p> <p>・これを改善するためには、71頁の改善案として提案した「景観形成基準と色彩基準の整理例」の一覧表インデックス機能を活用して、マンセル値を使う色彩基準はタイトルに整理番号を入れながら、どの景観形成基準に対応するものであるかを明らかにしつつ、景観形成基準の「『建築物等の色彩基準』に定める基準に適合したものとする」という記述の中でその整理番号を明確に指定することにより、景観形成基準と色彩基準を紛れる余地なく連携させることが可能となると思われれます。具体的には、72頁の「景観形成基準＜A1-ア＞ 対象：善福寺川、神田川、妙正寺川沿い周辺地区内の延べ面積3000㎡以上の建築物」の色彩の項目で「3 色彩は、まちなみに調和したものとし、「建築物等の色彩基準＜い＞」に定める基準に適合したものとする。」のようにしつつ、現在は不明確な色彩基準のタイトルを「色彩基準＜い＞ 対象：善福寺川、神田川、妙正寺川沿い周辺地区内の延べ面積3000㎡以上の建築物」というように記述すれば明確になります。</p> <p>・このような形で色彩基準のタイトルと適用対象を明確にしつつ、色彩基準をその都度景観形成基準の間に挟み込む現在の改定案の構成ではなく、第6章に独立した節「03色彩基準」を新たに起こして、統一的に整理する方がわかりやすくなると思います。</p> | No.1-6と同じ                                                   |
|      | 22 | <p>・また、70頁のマンセル値の解説や93頁の色彩によるまちなみイメージ形成の必要性の解説も色彩基準の項目にまとめることにより、現在の改定案における何故このような記述がここに出てくるのだろうという不可解さも解消できると思われれます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | No.1-17と同様                                                  |
|      | 23 | <p>・92頁の「建築物等の色彩基準」は「建築物等の色彩基準一覧」として、個別の色彩基準＜い＞から＜を＞の整理番号を「規模」の次の列に入れるとわかりやすくなると思います。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | No.1-6と同様                                                   |
|      | 24 | <p>また一般地域の表示順序は商業地系と住宅地系を入れ替えて、全体の記述の一貫性を保った方が良いと思います。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | ご指摘のとおり、記載を修正します。                                           |
|      | 25 | <p>・94頁の「03行為の規制に係る届出」の内容は第6章の冒頭の届出勧告制の説明の充実統合の方が良いと思います。制度の説明はいろいろなところで断片的に出てくると全体像の理解を妨げます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | No.1-7と同様                                                   |
|      | 26 | <p>なお「行為の規制に係る届出」という表現は取締の視点が前面に出ている感じがしますが、届出勧告制はせいぜい勧告までであり強制力は強くありません。また区民感覚からしても強権的な取締を感じさせる言葉は気になる部分ではないかと思えます。単に「行為の届出」で良いのではないのでしょうか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | ご指摘のとおり、記載を修正します。                                           |
|      | 27 | <p>7 事前協議制度について</p> <p>・景観条例で制度化された大規模建築物の建築等に係る事前協議、公共施設の整備に係る事前協議、屋外広告物の表示・掲出に係る事前相談について、これまでにどのくらい協議または相談件数があったのかという実績データを示すべきではないのでしょうか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | ご指摘を踏まえ、「第3章 01 景観づくりの実績」について、大規模建築物、公共施設の事前協議件数をそれぞれ追記します。 |

| 意見<br>番号 | 枝番 | 意見（全文）                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 区の考え方                                                                                                                                                                                                                 |
|----------|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1        | 28 | 8 資料編について<br>・136頁の「今ある樹木をできるだけ残します」のbefore afterの図は逆なのではないですか。左図の大きな家がいったものを改築して右図の小さな家にするときに左下隅の樹木をわざわざ移植する必要はなく、新たに樹木を植えればよいだけのことです。右図から左図に変える際に既存樹木をできるだけ残すような建築計画にするというのがこの図の趣旨なのではないですか。                                                                                                        | ご指摘のとおり、図の誤表示を修正します。                                                                                                                                                                                                  |
| 2        | -  | 井荻駅北側は駅周辺にも関わらず、大型トラック、ミキサー車が頻繁に通る危険です。<br>駅に向かう人通りが多いこと、踏切待ちの人、自転車、車と重なること、駅に保育園があることもあり、早急に改善が求められるべきです。                                                                                                                                                                                            | 今後のまちづくりの参考とさせていただきます。                                                                                                                                                                                                |
| 3        | 1  | ①文言の後の「*」記号について<br>用語集記載の文言の注記の意味と思いますが、説明されている箇所が見つかりませんでした。つきましては、例えば、3頁の青字の章立ての説明の下部に一言説明を加えておいた方が良いように思いました。<br>⇒例：本文中の「*」の用語は、「資料編4 用語集」（158頁から162頁）に説明させていただいております、等々。                                                                                                                          | ご指摘のとおり、用語集に関する説明の記載を追加します。                                                                                                                                                                                           |
|          | 2  | ②文字の鮮明化について： 少職は眼が悪いこともあり、次の部分について、もう少し文字が読みやすいようにしていただければ有難いと感じました。<br>・62頁、63頁等のように背景写真を生かし、文字を重ねて記載する場合、背景色を工夫して、もう少し文字が読みやすいように変更。                                                                                                                                                                | ご指摘を踏まえ、より見やすくするため、背景写真の調整を行います。                                                                                                                                                                                      |
|          | 3  | ・69頁の「市街地特性区域図」の色合いが弱く、特に「低密度住宅地」・「中密度住宅地」の区分けが判別しにくいように思いました。全体的にもう少し色彩を鮮明にいただければと思います。                                                                                                                                                                                                              | ご指摘を踏まえ、より見やすくするため、色合いの調整を行います。                                                                                                                                                                                       |
| 4        | -  | 荻窪駅周辺（南側）の観光地整備は素晴らしいと思うが、北口の現状のあり方に問題を感じている。<br>・バスロータリー中央の時計が無くなって不便。杉並区のマークに変わってしまったところ。あの場所に時計があることがとても便利だったので、戻して欲しい。杉並区のマークは他でやってください。<br>・バスの減便による長蛇の列ができ、往来する人にとって非常に邪魔。バスを増便するか行列の整備をお願いします。<br>・駅入り口のすぐ近くで辻立ちをする政治家、募金、ピラ配り、セールが私の動線を邪魔するので横の広場スペースカルミネとタウンセブンの間のあたりでしかそういうことはできないようにしてほしい。 | いただいたご意見も参考とし、庁内や関係機関との連携を図りながら、今後のまちづくりの取組を進めていきます。                                                                                                                                                                  |
| 5        | 1  | 方針には賛同しますが、土建利権が強いので私有地では看板倒れになると思われる。<br>バブル崩壊後に建築確認を民間に降ろした為に建築主の意向が優先される。<br>河川から離れた住宅地と商業地域には、せめて「色」の規制をガッチリかけることはできないか。<br>例えば最近のハウスメーカーでは「黒」を勧めていて若い人は挙って黒い家を建てていて大弱りである。                                                                                                                       | 良好な景観形成に向けては、建築物等を一律に規制するのではなく、地域の特性を踏まえるとともに、景観形成への影響の大きさなども考慮し、適切に誘導していく必要があると考えています。なお、一般地域（住宅地系・商業地系）における色彩基準が適用外となる小規模な建築物についても、窓口等において、まちなみに合う「推奨色」の使用を案内し、周囲への配慮を求めています。<br>いただいたご意見も参考とし、今後の景観づくりの取組を進めていきます。 |
|          | 2  | 「みどりの保全と創出を図ります」とあるが、ここでいうみどりとは装飾性の高いマンションの植栽のようなものと理解して宜しいか？<br>失礼ながら区長が生物多様性に関心がない様なので適当に緑色のものを増やせばよいという考え方になるのを懸念している。<br>杉並は「玉川上水を壊した」という前科者ということをお忘れしないで欲しい。                                                                                                                                     | みどりについては、装飾性の高い植栽だけでなく、地域に古くからある樹木や屋敷林、農地なども含みます。<br>いただいたご意見も参考とし、今後の景観づくりの取組を進めていきます。                                                                                                                               |

| 意見<br>番号 | 枝番 | 意見（全文）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 区の考え方                                                                                                                                                                   |
|----------|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 6        | -  | <p>私の住んでいる和田地域で、毎年素晴らしいと思う景色は、蚕糸の森にある大きなイチョウの木が黄色に色づき、もみじの赤も加わる景色で、通るたびに気持ちが良いです。</p> <p>杉十小学校の入口からも眺められ、新緑の時も、東高円寺駅に向かう人たちを和ませているのではと思います。桜のあとは、はなみずきが咲いたり、都会に住みながら、四季を感じることができる喜びを感じます。</p> <p>また、和田堀池の散策では、大きなアオサギが枝に留まっており、たびたび出会うので、散歩や写真家の楽しみになっています。</p> <p>このように、日々の日常の中に素敵な風景があることが、住み続けられる要素になると思います。</p> <p>杉並の地形や歴史、緑の風景を景観資源として、皆で保存して、次世代が住みたいと思える地域を残していければと思います。</p> <p>東高円寺駅周辺では、今、大きな屋敷が壊され、木々が伐採されたので、残念にも思います。緑の被覆率が低下している中で、是非、高層の建物ではなく、日陰をつくる木々の保全、植樹等、意識的に行っていただきたいと思います。</p> <p>気候変動を抑え、暑い夏を乗り切るためにも、これ以上、緑の景観を減らすことはできません。</p> <p>以上、日々感じているただの意見になってしまいましたが、良い計画ができるよう、願っています。</p> | <p>樹木などは、季節の移り変わりや自然の恵みを感じられ、地域の良い景観の維持・創出につながる貴重な資源です。</p> <p>区では、「みどりの基本計画」に基づき、引き続き、庁内の連携を図りながら、みどりの保全・創出に取り組んでいきます。</p> <p>なお、ご意見を踏まえ、資料編における「景観づくりの参考例」を追加します。</p> |
| 7        | 1  | <p>○川沿い以外のケースの一般住宅においては、ほとんどの規制がないように見えるので、結果としては川沿いの一部住民へのお願いにとどまる、と理解すべきなのか。罰則規定がないように見えるので、まじめに取り組むインセンティブにかけよう行政メッセージに見える。</p> <p>緑化推進自体には異論はないが、落ち葉の管理はかなり大変であり、いわゆるご近所トラブルに発展するので、植えた後の対策をどうするか、までをワンセットして街づくりを検討してもらいたい。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | No.5-1と同様                                                                                                                                                               |
|          | 2  | <p>○太陽光発電設備は目立たないように配慮せよ、ということだが、一体化させると固定資産税が増加する要因になる。景観を優先するなら、減税することはできないのか（固定資産税は国税でなく、市町村扱いなので、区の取り組みとして検討できないか）。結果的に、住民のコスト負担ありきの仕組みなら、そのようにあらかじめ宣言したほうがスタンスがはっきりするのでわかりやすい。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 固定資産税は、特別区（23区）においては特例で東京都が課税することとされているため、区が減税することは制度上困難です。                                                                                                             |
|          | 3  | <p>○データ容量に配慮した結果、PDFを分割して準備されたのだと思うが、不便なので、ワンファイル化したものもおいておくべきだ。また、PDFの本文が文字検索できない仕様になっており、調べるのに不向きな仕様になっている。考慮願いたい。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | <p>区公式ホームページへの掲載については、ファイルのデータ容量に制限があるため、ファイルの統合が困難となっています。</p> <p>なお、改定後の計画については、文字検索が可能な仕様で掲載します。</p>                                                                 |
|          | 4  | <p>○今回のパブコメにはいわゆる「やさしい版」や概略版がついていない。全部で100ページを超える資料なので、要約資料はつけてもらえないか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 今後の景観づくりの普及啓発の取組の中で、計画の内容をわかりやすく伝えるパンフレット等の作成を予定しています。                                                                                                                  |
|          | 5  | <p>OP103の右下の重点地区が誤っているように見える</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | ご指摘のとおり、図内の誤記を修正します。                                                                                                                                                    |
| 8        | -  | <p>今回始めて目を通しましたが、分かりやすい内容で驚きました。</p> <p>緑の活用を積極的に推奨しており、浸透地面の確保にも多少とも言及があり、良いと感じました。</p> <p>大型建物への要請については抜粋となっており全てはわかりませんでしたが、樹木も、背の高い樹木を、植えるなど、樹冠の確保に貢献するように求めたいです。</p> <p>私の家のまわりも、以前は個人宅でもそれなりの規模の木がありましたが、今はその多くが切り詰められており、新しく出来る家の前の庭木は大きくならないものばかりです。</p> <p>景観とともに、これからは歩ける街の維持のためにも木陰が欠かせないと思うので区内の樹冠被覆率をどう回復できるのか、をあらゆる計画を検討する際の共通の課題にしていきたいと思います。</p>                                                                                                                                                                                                                                              | No.6-1と同様                                                                                                                                                               |



| 意見<br>番号 | 枝番 | 意見（全文）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 区の考え方                                                                                                                                                                                                                                     |
|----------|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 9        | -  | 森林は、50年ほどたつと、CO2の吸収力が低下します。このころ、木を伐採して木材として活用し、苗木を植えることで森林は保持されます。我が国は、今、そのような時期を迎えています。国産木材を活用した公共木造建築物を立てることで、森林の保持と、CO2の吸収を進めることができます。森林贈与税の使用も可能です。<br>杉並区の公園に、木造建築物を建ててください。公園事務所や公共トイレが木造建築物になれば、来園者たちは、コンクリートの建物にはない、木造の安らぎや親しさを感じると思います。建築用木材の防火性能は、技術の向上により格段に高くなっていて、木造の高層ビルも建てられています。ぜひ、ご検討ください。                                                                                                                                                                                           | 今後の個別具体の取組を進める際の参考とさせていただきます。                                                                                                                                                                                                             |
| 10       | -  | 提案全文の前に、最低限のこととしてアクセシブルPDFをアップロードしてください。提出案の善し悪しは、アクセシブルPDFで提案された後の判断で無ければなりません。合理的配慮とその原の環境整備を以前から義務化されている自治体として、アクセシビリティが遵守されていない理由や原因を明らかにしてください。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 「区民等の意見提出手続き」の実施に当たり、区公式ホームページに掲載した本計画案のPDFファイルについて、ウェブアクセシビリティが確保できておらず、ご迷惑をお掛けしました。区公式ホームページに掲載する際、データ容量の関係でファイルの分割等を行ったことが原因と考えられますが、最大の要因は「確認不足」と言えます。今後、同様の事案が発生することがないように細心の注意を払っていきます。                                             |
| 11       | -  | 最近町が汚れています。<br>雑草が伸び放題になっていて、歩きずらく、不気味です。<br>道がひび割れ、歩きにくいところがあります。<br>壁の塗装が剥がれてボロボロなところが目立ち、荒れて見えます。<br>落書きが多いです。<br>そしてゴミ出しを守れない人が増えているため、道のどこにでもゴミを捨てていて悲惨です。<br>先程述べた状態を放置していると、町が汚れ、治安が悪くなります。<br>どこかの自治体では、道が荒れているところをアプリで写真を撮って送ると、補修部隊が行ってくれるときいたことがあります。<br>是非杉並区でも取り入れて頂けると町が綺麗になり良いと思います。<br>秋葉原では殺傷事件があったことから、毎年区が美観と治安維持のため落書き消しを行っていると言いました。<br>現在闇バイト等物騒なことが流行っています。落書きを見ると、何かの暗号なのかとも不安になります。<br>このような取り組みを是非習っていただきたいと思います。<br>みどりの保全なども大事ですが、まずはどうか基本的なところに目を配ってください。<br>宜しくお願い致します。 | 良好な景観づくりに向けては、景観法・景観条例に基づく施策だけでなく、さまざまな視点から景観づくりに取り組む必要があると考えています。いただいたご意見も参考とし、庁内の連携を図りながら、よりよい景観づくりを含めたまちづくりを総合的に進めていきます。<br>なお、本区でも令和6年7月に道路損傷等投稿アプリ（マイシティレポート）を導入し、区民の方が、まちを歩いていて、道路の舗装がはがれている、公園の遊具がこわれているなど、気づいたことを投稿いただけるようになりました。 |
| 12       | -  | いつもより良い杉並区のためにありがとうございます。<br>締め切りが近く時間がないので、要件のみ手短かに失礼いたします。<br>未来へ向けて、緑の多いより魅力的な杉並区を区民みんなで作り上げていくのは大賛成なのですが、最近大量発生して大変困っている巨大なみどりのオウムのような鳥の区民の生活への甚大な被害についての対策も同時に考えていただきたく、何卒宜しくお願いいたします。<br>大きな木に大量に生息し、糞を撒き散らし、住宅設備を壊そうとしたり、本当に困っておりますが、個人レベルではどうすることもできず区のお力をお借りしたくお願いいたします。                                                                                                                                                                                                                     | 「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」により、全ての野生鳥獣は、勝手に捕獲したり処分することは禁じられているため、ご要望への対応は困難と考えられます。一方、区では、生態系や生活環境等への被害を及ぼすおそれがある有害鳥獣に対しては、東京都と連携して、巣の撤去や捕獲用の箱わなの貸出し等の対策を講じています。今後も東京都と緊密な連携の下、計画的な防除対策を進めていきます。                                           |



# 杉並区景観計画（案）の修正一覧

別紙 2

下線部分を修正。意見による修正は網掛けで記載

| No. | 修正前頁                   | 修正後頁                   | 修正前                                                                                                                                                                                                                                             | 修正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 修正理由                                  |
|-----|------------------------|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|
| 1   | 目次<br>4頁分              | 目次<br>2頁分              | 「目次」と「章立て概要」との4頁構成                                                                                                                                                                                                                              | 「目次」と「章立て概要」とをまとめ、2頁構成                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。<br>【意見番号1-1】  |
| 2   | P. 1<br>01景観計画の位置づけと役割 | P. 1<br>01景観計画の位置づけと役割 | —                                                                                                                                                                                                                                               | 1 はじめに<br>杉並区は、以前から行ってきた景観づくりの取組に加え、平成 16 年（2004 年）に制定された「景観法」に基づく仕組みや区独自の施策を積極的かつ効果的に展開するため、平成 20 年（2008 年）に「杉並区景観条例」を制定し、平成 21 年（2009 年）に東京都の同意を得て、景観法による「景観行政団体」となりました。これにより、区は、法令に基づく景観計画の策定が可能となり、平成 22 年（2010 年）に「杉並区景観計画」を策定しました。<br>以降、区は、この景観計画に基づき、良好な住宅都市としての景観を守り、さらにみどり豊かで美しい景観を進展させていくため、総合的かつ体系的に景観施策の展開を図っています。 | 区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。<br>【意見番号1-1】  |
| 3   | P. 1<br>頁下部            | P. 2<br>頁下部            | —                                                                                                                                                                                                                                               | 本文中「*」の用語は、「資料編6 用語集」（P. 167 ～ 171）に説明を記載しています。                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。<br>【意見番号3-1】  |
| 4   | P. 4<br>1 改定の背景        | P. 4<br>1 改定の背景        | また、景観づくりに関心はあるが、区 <u>の取組を知っている人の割合が非常に低い</u> （P46参照）という実情も把握できたことから、                                                                                                                                                                            | また、景観づくりに関心はあっても、区 <u>の取組までは知らない人の割合が非常に高い</u> （P. 46参照）という実情も把握できたことから、                                                                                                                                                                                                                                                        | より適切な記述に修正。                           |
| 5   | P. 4<br>2 改定方針         | P. 4<br>2 改定方針         | 景観の観点から整理し、本計画に <u>位置付ける</u> こととする。                                                                                                                                                                                                             | 景観の観点から整理し、本計画に <u>位置づける</u> こととする。                                                                                                                                                                                                                                                                                             | より適切な記述に修正。                           |
| 6   | P. 5<br>01杉並区の景観の成り立ち  | P. 5<br>01杉並区の景観の成り立ち  | 杉並区は武蔵野台地のうち東京区西部にある山手台地の一部で、地形は全般的に平坦であるが、<br>（中略）<br>室町時代には区内に村落があったと考えられています。江戸から大正時代までは、<br>（中略）<br>農村地帯であった杉並でも急速に人口が増加しました。<br>（中略）<br>このようなまちが変化する中でも、公園や緑地、屋敷林、農地といったみどりの整備、保全に努力がなされてきました。<br>このように、長い年月をかけて育まれたみどり豊かな住宅都市を継承し、<br>（略） | 杉並区は武蔵野台地のうち東京区西部にある山手台地の一部で、地形は全般的に平坦ですが、<br>（中略）<br>室町時代には、区内に村落があったと考えられています。江戸時代から大正時代までは、<br>（中略）<br>農村地帯であった杉並区でも急速に人口が増加しました。<br>（中略）<br>このようにまちが変化する中でも、公園や緑地、屋敷林、農地といったみどりの整備、保全に努力がなされてきました。<br>長い年月をかけて育まれたみどり豊かな住宅都市を継承し、<br>（略）                                                                                    | より適切な記述に修正。                           |
| 7   | P. 7<br>住宅地            | P. 7<br>住宅地            | その79.0%が住宅用地です                                                                                                                                                                                                                                  | そのうち79.1%が住宅用地です                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 誤記により修正。                              |
| 8   | P. 8<br>みどり            | P. 8<br>みどり            | しかし、近年は所有者の高齢化や樹木の老朽化など、                                                                                                                                                                                                                        | しかし、近年は所有者の高齢化や樹木の老朽化などにより、                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | より適切な記述に修正。                           |
| 9   | P. 10<br>写真右下          | P. 10<br>写真右下          | 高円寺阿波踊り                                                                                                                                                                                                                                         | 東京高円寺阿波踊り                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | より適切な記述に修正。                           |
| 10  | P. 11<br>頁上部           | P. 11<br>頁上部           | —                                                                                                                                                                                                                                               | COLUMN 1                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。<br>【意見番号1-17】 |
| 11  | P. 11                  | P. 11                  | 生活的要素 西荻の朝市（西荻南二・三丁目）<br>自然的要素 日大二高のいちょう並木（天沼1-45）<br>公共的要素 セシオン杉並（梅里1-22）<br>文化的要素 大宮前ばやし（宮前3-1）                                                                                                                                               | 生活的要素 西荻の朝市<br>自然的要素 日大二高のいちょう並木<br>公共的要素 セシオン杉並<br>文化的要素 大宮前ばやし                                                                                                                                                                                                                                                                | より適切な記述に修正。                           |
| 12  | P. 15                  | P. 15                  | 1 井草地域<br>地図<br>区域概要図<br>凡例                                                                                                                                                                                                                     | 1 井草地域<br>地図 →施設名称や記号等の修正と大きさ調整<br>区域概要図 →大きさ調整<br>凡例 →「住宅団地」削除と大きさ調整                                                                                                                                                                                                                                                           | 区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。<br>【意見番号1-2】  |
| 13  | P. 19                  | P. 19                  | 2 西荻地域<br>地図<br>区域概要図<br>凡例                                                                                                                                                                                                                     | 2 西荻地域<br>地図 →施設名称や記号等の修正と大きさ調整<br>区域概要図 →大きさ調整<br>凡例 →「住宅団地」削除と大きさ調整                                                                                                                                                                                                                                                           | 区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。<br>【意見番号1-2】  |
| 14  | P. 20<br>公共的要素         | P. 20<br>公共的要素         | 道路としては、東西に北から早稲田通り、青梅街道、五日市街道、井ノ頭通りが通っています。                                                                                                                                                                                                     | 道路としては、東西に北から早稲田通り、青梅街道、五日市街道、井の頭通りが通っています。                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 誤字により修正。                              |
| 15  | P. 23                  | P. 23                  | 3 荻窪地域<br>地図<br>区域概要図<br>凡例                                                                                                                                                                                                                     | 3 荻窪地域<br>地図 →施設名称や記号等の修正と大きさ調整<br>区域概要図 →大きさ調整<br>凡例 →「住宅団地」削除と大きさ調整                                                                                                                                                                                                                                                           | 区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。<br>【意見番号1-2】  |

| No. | 修正前頁                                                 | 修正後頁                                                 | 修正前                                                                                     | 修正後                                                                                                                                     | 修正理由                                          |
|-----|------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|
| 16  | P. 24<br>歴史                                          | P. 24<br>歴史                                          | 明治24年(1891年)に荻窪駅が開設されるとともに宅地化が始まり、                                                      | 明治24年(1891年)に荻窪駅が開設されるとともに宅地化が始まり、                                                                                                      | より適切な記述に修正。                                   |
| 17  | P. 24<br>自然的要素                                       | P. 24<br>自然的要素                                       | 北端を東西に妙正寺川が流れており、南側には東西に善福寺川が流れています。また、風情ある草花や池により、住宅地でも自然と触れ合うことができる天沼弁天池公園があります。      | 北端を東西に妙正寺川が流れており、南側には東西に善福寺川が流れています。また、風情ある草花や池により、住宅地でも自然と触れ合うことができる天沼弁天池公園があります。南側には、農の風景の保全と都市景観の向上を図ることを目的とした、成田西ふれあい農業公園があります。     | 区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ、より適切な記述に修正。<br>【意見番号1-2】 |
| 18  | P. 27                                                | P. 27                                                | 4 阿佐谷地域<br>地図<br>区域概要図<br>凡例                                                            | 4 阿佐谷地域<br>→施設名称や記号等の修正と大きさ調整<br>地図<br>→大きさ調整<br>区域概要図<br>→「住宅団地」削除と大きさ調整<br>凡例                                                         | 区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。<br>【意見番号1-2】          |
| 19  | P. 28<br>自然的要素                                       | P. 28<br>自然的要素                                       | また、地域の南側を東西に善福寺川が流れています。加えて、農の風景の保全と都市景観の向上を図ることを目的とした、成田西ふれあい農業公園があります。                | 南側には善福寺川が流れており、大きく蛇行する川に沿って善福寺川緑地と和田堀公園が広がっています。                                                                                        | 区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ、より適切な記述に修正。<br>【意見番号1-2】 |
| 20  | P. 31                                                | P. 31                                                | 5 高円寺地域<br>地図<br>区域概要図<br>凡例                                                            | 5 高円寺地域<br>→施設名称や記号等の修正と大きさ調整<br>地図<br>→大きさ調整<br>区域概要図<br>→「住宅団地」削除と大きさ調整<br>凡例                                                         | 区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。<br>【意見番号1-2】          |
| 21  | P. 35                                                | P. 35                                                | 6 高井戸地域<br>地図<br>区域概要図<br>凡例                                                            | 6 高井戸地域<br>→施設名称や記号等の修正と大きさ調整<br>地図<br>→大きさ調整<br>区域概要図<br>→「住宅団地」削除と大きさ調整<br>凡例                                                         | 区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。<br>【意見番号1-2】          |
| 22  | P. 36<br>用途地域                                        | P. 36<br>用途地域                                        | また、久我山一丁目と久我山二・三丁目の一部には、玉川上水・放射5号線周辺地区地区計画*が指定されています。                                   | また、久我山一丁目と久我山二・三丁目の一部では、玉川上水・放射5号線周辺地区地区計画*が都市計画決定されています。                                                                               | より適切な記述に修正。                                   |
| 23  | P. 39                                                | P. 39                                                | 7 方南・和泉地域<br>地図<br>区域概要図<br>凡例                                                          | 7 方南・和泉地域<br>→施設名称や記号等の修正と大きさ調整<br>地図<br>→大きさ調整<br>区域概要図<br>→「住宅団地」削除と大きさ調整<br>凡例                                                       | 区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。<br>【意見番号1-2】          |
| 24  | P. 40<br>用途地域                                        | P. 40<br>用途地域                                        | また、環七通り沿道は、沿道地区計画*が指定されるなど、                                                             | また、環七通り沿道は、沿道地区計画*が導入される                                                                                                                | より適切な記述に修正。                                   |
| 25  | P. 40<br>公共的要素                                       | P. 40<br>公共的要素                                       | 鉄道としては、井ノ頭通りに沿って京王井の頭線が走り東から永福町駅、西永福駅があるとともに、                                           | 鉄道としては、井の頭通りに沿って京王井の頭線が走り東から永福町駅、西永福駅があるとともに、                                                                                           | 誤字により修正。                                      |
| 26  | P. 41                                                | P. 41                                                | 区では、景観法による景観行政団体になる前から現在に至るまで、良好な景観づくりを推進するため、様々な取組を行ってきました。                            | 区では、良好な景観づくりを推進するため、景観法による景観行政団体になる前から現在に至るまで、様々な取組を行ってきました。平成22年(2010年)より受付を開始した行為の届出、事前協議及び屋外広告物事前相談の件数やこれまでの景観に関する取組実績については、次のとおりです。 | 区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。<br>【意見番号1-27】         |
| 27  | P. 41<br>グラフ                                         | P. 41<br>グラフ                                         | 行為の規制に係わる届出件数<br>→縦グラフ                                                                  | 行為の届出件数<br>→横グラフ                                                                                                                        | 区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。<br>【意見番号1-8、26】       |
| 28  | P. 41<br>グラフ                                         | P. 41<br>グラフ                                         | 事前協議件数<br>→縦グラフ<br>→総件数                                                                 | 事前協議件数<br>→横グラフ<br>→大規模建築物と公共施設の件数                                                                                                      | 区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。<br>【意見番号1-8、27】       |
| 29  | P. 41<br>グラフ                                         | P. 41<br>グラフ                                         | —                                                                                       | 屋外広告物事前相談件数<br>→横グラフ                                                                                                                    | 区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。<br>【意見番号1-8、27】       |
| 30  | P. 42<br>年表の年表記                                      | P. 42<br>年表の年表記                                      | 西暦<br>和暦                                                                                | 和暦<br>西暦                                                                                                                                | よりわかりやすい内容となるように修正。                           |
| 31  | P. 42<br>年表                                          | P. 42<br>年表                                          | (略)<br>6月 景観計画の改定(1回目)<br>(中略)<br>●月 景観計画の改定(2回目)<br>(略)                                | (略)<br>6月 杉並区景観計画改定を告示(第1回)<br>(中略)<br>4月 杉並区景観計画改定を告示(第2回)<br>(略)                                                                      | より適切な記述に修正。                                   |
| 32  | P. 47                                                | P. 47                                                | 現在残っているみどりを可能な限り保全するとともに、新たなみどりを創出し、時代の変化に応じた快適な生活とみどり豊かでその地域らしいなまちなみの形成を区民とともに実現させるため、 | 現在残っているみどりを可能な限り保全するとともに、新たなみどりを創出し、時代の変化に応じた快適な生活とみどり豊かでその地域らしいなまちなみの形成を区民とともに実現させるため、                                                 | 区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。<br>【意見番号1-3】          |
| 33  | P. 48<br>商業地の景観形成と誘導                                 | P. 48<br>商業地の景観形成と誘導                                 | また、看板などの広告物は景観にも大きく影響するため、                                                              | また、看板やデジタルサイネージ*などの広告物は景観にも大きく影響するため、                                                                                                   | より適切な記述に修正。                                   |
| 34  | P. 48                                                | P. 48                                                | —                                                                                       | 桃井原っぱ公園の写真<br>+<br>桃井原っぱ公園<br>災害時は周辺の消防署、警察署、病院等と連携した避難拠点となる                                                                            | よりわかりやすい内容とするために修正。                           |
| 35  | P. 52<br>1 美しさ<br>と落ち着<br>きのある<br>まちなみ<br>を継承し<br>ます | P. 52<br>1 美しさ<br>と落ち着<br>きのある<br>まちなみ<br>を継承し<br>ます | 住宅都市である杉並にとって、                                                                          | 住宅都市である杉並区にとって、                                                                                                                         | より適切な記述に修正。                                   |

| No. | 修正前頁                         | 修正後頁                         | 修正前                                                                                                   | 修正後                                                                                                  | 修正理由                                     |
|-----|------------------------------|------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|
| 36  | P. 54<br>写真                  | P. 54<br>写真                  | —                                                                                                     | 杉並区役所から高井戸方面を望む                                                                                      | よりわかりやすい内容とするために修正。                      |
| 37  | P. 55                        | P. 55                        | 効果的に規制・誘導を行うため、市街地の特性に応じた景観形成基準を定め、 <u>行為の規制に係る届出</u> や大規模建築物及び公共施設の事前協議、屋外広告物の事前相談を行い、良好な景観づくりを進めます。 | 効果的に規制・誘導を行うため、市街地の特性に応じた景観形成基準を定め、 <u>行為の届出</u> や大規模建築物及び公共施設の事前協議、屋外広告物の事前相談を行い、良好な景観づくりを進めます。     | 区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。<br>【意見番号1-26】    |
| 38  | P. 55<br>図内                  | P. 55<br>図内                  | <u>行為の規制に係る届出</u>                                                                                     | <u>行為の届出</u>                                                                                         | 区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。<br>【意見番号1-26】    |
| 39  | P. 56                        | P. 56                        | これら市街地の特性を以下のとおり区分し、目標や方針を定めることで、その地区に即した良好な景観づくりを進めます。                                               | これら市街地の特性を以下のとおり区分し、目標や方針とそれに対応する景観形成基準を定めることで、その地区に即した良好な景観づくりを進めます。                                | 区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。<br>【意見番号1-9】     |
| 40  | P. 56<br>図表題                 | P. 56<br>図表題                 | 市街地特性区域                                                                                               | 市街地特性に応じた地区区分とその区域                                                                                   | 区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。<br>【意見番号1-10】    |
| 41  | P. 56<br>善福寺川、神田川、妙正寺川沿い周辺地区 | P. 56<br>善福寺川、神田川、妙正寺川沿い周辺地区 | 河川区域及び河川境界線の両側から30m                                                                                   | 対象区域<br>河川区域及び河川境界線の両側から30m                                                                          | 区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。<br>【意見番号1-12】    |
| 42  | P. 56<br>玉川上水沿い周辺地区          | P. 56<br>玉川上水沿い周辺地区          | 河川の中心から両側に100m                                                                                        | 対象区域<br>玉川上水の中心から両側に100m                                                                             | 区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。<br>【意見番号1-12、13】 |
| 43  | P. 56<br>住宅地系                | P. 56<br>住宅地系                | 低密度住宅地<br>▶ <u>ゆとりある戸建住宅を中心とした地域（容積率100%以下）</u>                                                       | 低密度住宅地<br>対象区域<br>容積率100%以下の用途地域が指定された区域                                                             | 区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。<br>【意見番号1-12、13】 |
| 44  | P. 56<br>住宅地系                | P. 56<br>住宅地系                | 中低密度住宅地<br>▶ <u>戸建住宅や低層・中層の共同住宅を中心とした地域（低密度住宅地及び商業地系を除く地域）</u>                                        | 中低密度住宅地<br>対象区域<br>低密度住宅地及び商業地系の対象区域を除く地域                                                            | 区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。<br>【意見番号1-12、13】 |
| 45  | P. 56<br>商業地系                | P. 56<br>商業地系                | 駅周辺等の商業地<br>▶ <u>幹線道路沿道を除く商業地域、近隣商業地域</u>                                                             | 駅周辺等の商業地<br>対象区域<br>幹線道路沿道を除く商業地域、近隣商業地域が指定された地域                                                     | 区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。<br>【意見番号1-12、13】 |
| 46  | P. 56<br>商業地系                | P. 56<br>商業地系                | 幹線道路沿道<br>▶ <u>幅員が概ね15m以上の幹線道路沿道</u>                                                                  | 幹線道路沿道<br>対象区域<br>幅員が概ね15m以上の幹線道路沿道で用途地域が路線式指定された区域                                                  | 区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。<br>【意見番号1-12、13】 |
| 47  | P. 69<br>表題                  | P. 70<br>表題                  | 市街地特性区域図                                                                                              | 市街地特性に応じた地区区分図                                                                                       | 区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。<br>【意見番号1-16】    |
| 48  | P. 69                        | P. 69～70                     | 低密度住宅地<br>中低密度住宅地                                                                                     | 低密度住宅地 → <u>色合いの調整</u><br>中低密度住宅地 → <u>色合いの調整</u>                                                    | 区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。<br>【意見番号3-3】     |
| 49  | P. 69                        | P. 69                        | 凡例                                                                                                    | 凡例 → <u>凡例内の表示順を変更</u>                                                                               | 区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。<br>【意見番号1-16】    |
| 50  | P. 69                        | P. 69                        | scale=1:30,800                                                                                        | scale=1:28,000                                                                                       | よりわかりやすい内容とするために修正。                      |
| 51  | P. 69                        | P. 69                        | —                                                                                                     | 方位を追記                                                                                                | よりわかりやすい内容とするために修正。                      |
| 52  | P. 71                        | P. 72                        | 02 景観形成基準                                                                                             | 02 景観形成基準 <u>景観法第8条第2項第2号</u>                                                                        | 区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。<br>【意見番号1-15】    |
| 53  | P. 71                        | P. 72                        | <u>市街地の特性や目標、方針を踏まえ、景観形成基準を示します。</u>                                                                  | <u>良好な景観を形成するためには、地域の特性に応じて景観形成に影響する建築物などを適切に誘導していく必要があります。前項で示した市街地特性や目標、方針等を踏まえ、行為の制限の基準を示します。</u> | 区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。<br>【意見番号1-18】    |
| 54  | P. 71<br>表内上部                | P. 72<br>表内上部                | —                                                                                                     | 対象となる行為、規模、区域、頁を追記                                                                                   | 区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。<br>【意見番号1-6】     |
| 55  | P. 71<br>表内                  | P. 72<br>表内                  | 水とみどりの景観形成重点地区<br>工作物の建設等                                                                             | 水とみどりの景観形成重点地区<br>工作物の建設等<br><u>高さ10m以上（擁壁等は高さ2m以上橋梁等で河川等を横断するものは全て）</u>                             | 区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。<br>【意見番号1-6】     |
| 56  | P. 71<br>表内                  | P. 72<br>表内                  | 水とみどりの景観形成重点地区<br>開発行為                                                                                | 水とみどりの景観形成重点地区<br>開発行為<br><u>開発区域の面積500㎡以上</u>                                                       | 区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。<br>【意見番号1-6】     |
| 57  | P. 71<br>表内                  | P. 72<br>表内                  | 一般地域 商業地系・住宅地系<br>建築物の建築等<br>延べ面積3,000㎡以上                                                             | 一般地域<br>建築物の建築等<br>延べ面積3,000㎡以上<br>住宅地系 商業地系                                                         | 区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。<br>【意見番号1-6】     |
| 58  | P. 71<br>表内                  | P. 72<br>表内                  | 一般地域 商業地系・住宅地系<br>建築物の建築等<br>高さ10m以上または延べ面積1,000㎡以上3,000㎡未満                                           | 一般地域<br>建築物の建築等<br>高さ10m以上または延べ面積1,000㎡以上3,000㎡未満<br>住宅地系 商業地系                                       | 区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。<br>【意見番号1-6】     |

| No. | 修正前頁                 | 修正後頁                 | 修正前                                                                                     | 修正後                                                                                                              | 修正理由                                            |
|-----|----------------------|----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| 59  | P. 71<br>表内          | P. 72<br>表内          | 一般地域 商業地系・住宅地系<br>建築物の建築等<br>高さ10m未満かつ延べ面積1,000㎡未満                                      | 一般地域<br>建築物の建築等<br>高さ10m未満かつ延べ面積1,000㎡未満<br><u>住宅地系 商業地系</u>                                                     | 区民等の意見提出手続き<br>による意見を踏まえ修<br>正。<br>【意見番号1-6】    |
| 60  | P. 71<br>表内          | P. 72<br>表内          | 一般地域 商業地系・住宅地系<br>工作物の建設等                                                               | 一般地域<br>工作物の建設等<br>高さ10m以上（擁壁等は高さ2m以上）<br><u>住宅地系 商業地系</u>                                                       | 区民等の意見提出手続き<br>による意見を踏まえ修<br>正。<br>【意見番号1-6】    |
| 61  | P. 71<br>表内          | P. 72<br>表内          | 一般地域 商業地系・住宅地系<br>開発行為                                                                  | 一般地域<br>開発行為<br><u>開発区域の面積1,000㎡以上</u><br><u>住宅地系 商業地系</u>                                                       | 区民等の意見提出手続き<br>による意見を踏まえ修<br>正。<br>【意見番号1-6】    |
| 62  | P. 71<br>表内          | P. 72<br>表内          | 一般地域 商業地系・住宅地系<br>土地の開墾、土石の堆積等                                                          | 一般地域<br>土地の開墾、土石の堆積等<br><u>造成面積1,000㎡以上</u><br><u>住宅地系 商業地系</u>                                                  | 区民等の意見提出手続き<br>による意見を踏まえ修<br>正。<br>【意見番号1-6】    |
| 63  | P. 72                | P. 73                | 頁上部                                                                                     | 頁上部 一記載事項のレイアウト変更                                                                                                | 区民等の意見提出手続き<br>による意見を踏まえ修<br>正。<br>【意見番号1-6】    |
| 64  | P. 72<br>建築物の<br>建築等 | P. 73<br>建築物の<br>建築等 | 形態 意匠 色彩<br>3 色彩は、まちなみに調和したものとし、「建<br>築物等の色彩基準」に定める基準に適合したもの<br>とする。                    | 形態 意匠 色彩<br>3 色彩は、まちなみに調和したものとし、「建<br>築物等の色彩基準（P.74・96）」に定める基準に適合<br>したものとする。                                    | 区民等の意見提出手続き<br>による意見を踏まえ修<br>正。<br>【意見番号1-6】    |
| 65  | P. 73<br>頁上部         | P. 74<br>頁上部         | 善福寺川、神田川、妙正寺川沿い周辺地区<br>延べ面積3,000㎡以上                                                     | 善福寺川、神田川、妙正寺川沿い周辺地区<br>建築物の建築等<br>延べ面積3,000㎡以上                                                                   | 区民等の意見提出手続き<br>による意見を踏まえ修<br>正。<br>【意見番号1-6】    |
| 66  | P. 73<br>表題          | P. 74<br>表題          | 建築物等の色彩（マンセル値）の推奨範囲                                                                     | 建築物等の色彩基準（抜粋）                                                                                                    | 区民等の意見提出手続き<br>による意見を踏まえ修<br>正。<br>【意見番号1-6】    |
| 67  | P. 74                | P. 75                | 頁上部                                                                                     | 頁上部 一記載事項のレイアウト変更                                                                                                | 区民等の意見提出手続き<br>による意見を踏まえ修<br>正。<br>【意見番号1-6】    |
| 68  | P. 74<br>建築物の<br>建築等 | P. 75<br>建築物の<br>建築等 | 形態 意匠 色彩<br>3 色彩は、まちなみに調和したものとし、「建<br>築物等の色彩基準」に定める基準に適合したもの<br>とする。                    | 形態 意匠 色彩<br>3 色彩は、まちなみに調和したものとし、「建<br>築物等の色彩基準（P.76・96）」に定める基準に適合<br>したものとする。                                    | 区民等の意見提出手続き<br>による意見を踏まえ修<br>正。<br>【意見番号1-6】    |
| 69  | P. 75<br>頁上部         | P. 76<br>頁上部         | 善福寺川、神田川、妙正寺川沿い周辺地区<br>高さ10m以上または延べ面積500㎡以上3,000㎡未<br>満                                 | 善福寺川、神田川、妙正寺川沿い周辺地区<br>建築物の建築等<br>高さ10m以上または延べ面積500㎡以上3,000㎡未満                                                   | 区民等の意見提出手続き<br>による意見を踏まえ修<br>正。<br>【意見番号1-6】    |
| 70  | P. 75<br>表題          | P. 76<br>表題          | 建築物等の色彩（マンセル値）の推奨範囲                                                                     | 建築物等の色彩基準（抜粋）                                                                                                    | 区民等の意見提出手続き<br>による意見を踏まえ修<br>正。<br>【意見番号1-6】    |
| 71  | P. 76                | P. 77                | 頁上部                                                                                     | 頁上部 一記載事項のレイアウト変更                                                                                                | 区民等の意見提出手続き<br>による意見を踏まえ修<br>正。<br>【意見番号1-6】    |
| 72  | P. 76                | P. 77                | 工作物の建築等<br>（中略）<br>形態 意匠 色彩<br>1 色彩は、まちなみに調和したものとし、「建<br>築物等の色彩基準」に定める基準に適合したもの<br>とする。 | 工作物の建設等<br>（中略）<br>形態 意匠 色彩<br>1 色彩は、まちなみに調和したものとし、「建<br>築物等の色彩基準（P.78・96）」に定める基準に適合<br>したものとする。                 | 区民等の意見提出手続き<br>による意見を踏まえ修<br>正。<br>【意見番号1-6、20】 |
| 73  | P. 76<br>建築物の<br>建築等 | P. 77<br>建築物の<br>建築等 | 形態 意匠 色彩<br>（中略）<br>2 色彩は、まちなみに調和したものとし、「建<br>築物等の色彩基準」に定める基準に適合したもの<br>とする。            | 形態 意匠 色彩<br>（中略）<br>2 色彩は、まちなみに調和したものとし、「建<br>築物等の色彩基準（P.78・96）」に定める基準に適合<br>したものとする。                            | 区民等の意見提出手続き<br>による意見を踏まえ修<br>正。<br>【意見番号1-6】    |
| 74  | P. 77<br>頁上部         | P. 78<br>頁上部         | 善福寺川、神田川、妙正寺川沿い周辺地区<br>高さ10m未満かつ延べ面積500㎡未満                                              | 善福寺川、神田川、妙正寺川沿い周辺地区<br>建築物の建築等<br>高さ10m未満かつ延べ面積500㎡未満<br>工作物の建設等<br>高さ10m以上（擁壁等は高さ2m以上、橋梁等で河川<br>等を横断するものは全て）を追記 | 区民等の意見提出手続き<br>による意見を踏まえ修<br>正。<br>【意見番号1-6】    |
| 75  | P. 77<br>表題          | P. 78<br>表題          | 建築物等の色彩（マンセル値）の推奨範囲                                                                     | 建築物等の色彩基準（抜粋）                                                                                                    | 区民等の意見提出手続き<br>による意見を踏まえ修<br>正。<br>【意見番号1-6】    |
| 76  | P. 78                | P. 79                | 頁上部                                                                                     | 頁上部 一記載事項のレイアウト変更                                                                                                | 区民等の意見提出手続き<br>による意見を踏まえ修<br>正。<br>【意見番号1-6】    |
| 77  | P. 78<br>建築物の<br>建築等 | P. 79<br>建築物の<br>建築等 | 形態 意匠 色彩<br>（中略）<br>4 色彩は、まちなみに調和したものとし、「建<br>築物等の色彩基準」に定める基準に適合したもの<br>とする。            | 形態 意匠 色彩<br>（中略）<br>4 色彩は、まちなみに調和したものとし、「建<br>築物等の色彩基準（P.80・96）」に定める基準に適合<br>したものとする。                            | 区民等の意見提出手続き<br>による意見を踏まえ修<br>正。<br>【意見番号1-6】    |
| 78  | P. 79<br>頁上部         | P. 80<br>頁上部         | 玉川上水沿い周辺地区<br>延べ面積3,000㎡以上                                                              | 玉川上水沿い周辺地区<br>建築物の建築等<br>延べ面積3,000㎡以上                                                                            | 区民等の意見提出手続き<br>による意見を踏まえ修<br>正。<br>【意見番号1-6】    |
| 79  | P. 79<br>表題          | P. 80<br>表題          | 建築物等の色彩（マンセル値）の推奨範囲                                                                     | 建築物等の色彩基準（抜粋）                                                                                                    | 区民等の意見提出手続き<br>による意見を踏まえ修<br>正。<br>【意見番号1-6】    |



| No. | 修正前頁                 | 修正後頁                 | 修正前                                                                             | 修正後                                                                                              | 修正理由                                    |
|-----|----------------------|----------------------|---------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|
| 80  | P. 80                | P. 81                | 頁上部                                                                             | 頁上部 一記載事項のレイアウト変更                                                                                | 区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。<br>【意見番号1-6】    |
| 81  | P. 80<br>建築物の<br>建築等 | P. 81<br>建築物の<br>建築等 | 形態 意匠 色彩<br>(中略)<br>4 色彩は、まちなみに調和したものとし、「建築物等の色彩基準」に定める基準に適合したものとする。            | 形態 意匠 色彩<br>(中略)<br>4 色彩は、まちなみに調和したものとし、「建築物等の色彩基準 (P. 82・96)」に定める基準に適合したものとする。                  | 区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。<br>【意見番号1-6】    |
| 82  | P. 81<br>頁上部         | P. 82<br>頁上部         | 玉川上水沿い周辺地区<br>高さ10m以上または延べ面積500㎡以上3,000㎡未満                                      | 玉川上水沿い周辺地区<br>建築物の建築等<br>高さ10m以上または延べ面積500㎡以上3,000㎡未満                                            | 区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。<br>【意見番号1-6】    |
| 83  | P. 82                | P. 83                | 頁上部                                                                             | 頁上部 一記載事項のレイアウト変更                                                                                | 区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。<br>【意見番号1-6】    |
| 84  | P. 82<br>建築物の<br>建築等 | P. 83<br>建築物の<br>建築等 | 形態 意匠 色彩<br>(中略)<br>2 色彩は、まちなみに調和したものとし、「建築物等の色彩基準」に定める基準に適合したものとする。            | 形態 意匠 色彩<br>(中略)<br>2 色彩は、まちなみに調和したものとし、「建築物等の色彩基準 (P. 84・96)」に定める基準に適合したものとする。                  | 区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。<br>【意見番号1-6】    |
| 85  | P. 82                | P. 83                | 工作物の建築等<br>(中略)<br>形態 意匠 色彩<br>1 色彩は、まちなみに調和したものとし、「建築物等の色彩基準」に定める基準に適合したものとする。 | 工作物の建設等<br>(中略)<br>形態 意匠 色彩<br>1 色彩は、まちなみに調和したものとし、「建築物等の色彩基準 (P. 84・96)」に定める基準に適合したものとする。       | 区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。<br>【意見番号1-6、20】 |
| 86  | P. 83<br>頁上部         | P. 84<br>頁上部         | 玉川上水沿い周辺地区<br>高さ10m未満かつ延べ面積500㎡未満                                               | 玉川上水沿い周辺地区<br>建築物の建築等<br>高さ10m未満かつ延べ面積500㎡未満<br>工作物の建設等<br>高さ10m以上(擁壁等は高さ2m以上、橋梁等で河川等を横断するものは全て) | 区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。<br>【意見番号1-6】    |
| 87  | P. 83                | P. 84                | 建築物等の色彩(マンセル値)の推奨範囲                                                             | 建築物等の色彩基準(抜粋)                                                                                    | 区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。<br>【意見番号1-6】    |
| 88  | P. 84<br>頁上部         | P. 85<br>頁上部         | 一般地域<br>住宅地系・商業地系                                                               | 一般地域 住宅地系                                                                                        | 区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。<br>【意見番号1-6、24】 |
| 89  | P. 84                | P. 85                | 頁上部                                                                             | 頁上部 一記載事項のレイアウト変更                                                                                | 区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。<br>【意見番号1-6】    |
| 90  | P. 84<br>建築物の<br>建築等 | P. 85<br>建築物の<br>建築等 | 形態 意匠 色彩<br>(中略)<br>2 色彩は、まちなみに調和したものとし、「建築物等の色彩基準」に定める基準に適合したものとする。            | 形態 意匠 色彩<br>(中略)<br>2 色彩は、まちなみに調和したものとし、「建築物等の色彩基準 (P. 86・96)」に定める基準に適合したものとする。                  | 区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。<br>【意見番号1-6】    |
| 91  | P. 85<br>頁上部         | P. 86<br>頁上部         | 住宅地系(低密度住宅地・中低密度住宅地)<br>延べ面積3,000㎡以上                                            | 一般地域(住宅地系)<br>建築物の建築等<br>延べ面積3,000㎡以上                                                            | 区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。<br>【意見番号1-6、24】 |
| 92  | P. 85                | P. 86                | 建築物等の色彩(マンセル値)の推奨範囲                                                             | 建築物等の色彩基準(抜粋)                                                                                    | 区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。<br>【意見番号1-6】    |
| 93  | P. 84<br>頁上部         | P. 87<br>頁上部         | 一般地域<br>住宅地系・商業地系                                                               | 一般地域 商業地系                                                                                        | 区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。<br>【意見番号1-6、24】 |
| 94  | P. 84                | P. 87                | 頁上部                                                                             | 頁上部 一記載事項のレイアウト変更                                                                                | 区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。<br>【意見番号1-6】    |
| 95  | P. 84<br>建築物の<br>建築等 | P. 87<br>建築物の<br>建築等 | 形態 意匠 色彩<br>(中略)<br>2 色彩は、まちなみに調和したものとし、「建築物等の色彩基準」に定める基準に適合したものとする。            | 形態 意匠 色彩<br>(中略)<br>2 色彩は、まちなみに調和したものとし、「建築物等の色彩基準 (P. 88・96)」に定める基準に適合したものとする。                  | 区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。<br>【意見番号1-6】    |
| 96  | P. 86<br>頁上部         | P. 88<br>頁上部         | 商業地系(駅周辺等の商業地・幹線道路沿道)<br>延べ面積3,000㎡以上                                           | 一般地域(商業地系)<br>建築物の建築等<br>延べ面積3,000㎡以上                                                            | 区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。<br>【意見番号1-6、24】 |
| 97  | P. 86                | P. 88                | 建築物等の色彩(マンセル値)の推奨範囲                                                             | 建築物等の色彩基準(抜粋)                                                                                    | 区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。<br>【意見番号1-6】    |
| 98  | P. 87<br>頁上部         | P. 89<br>頁上部         | 一般地域<br>住宅地系・商業地系                                                               | 一般地域 住宅地系                                                                                        | 区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。<br>【意見番号1-6、24】 |
| 99  | P. 87                | P. 89                | 頁上部                                                                             | 頁上部 一記載事項のレイアウト変更                                                                                | 区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。<br>【意見番号1-6】    |
| 100 | P. 87<br>建築物の<br>建築等 | P. 89<br>建築物の<br>建築等 | 色彩<br>1 色彩は、まちなみに調和したものとし、「建築物等の色彩基準」に定める基準に適合したものとする。                          | 色彩<br>1 色彩は、まちなみに調和したものとし、「建築物等の色彩基準 (P. 90・96)」に定める基準に適合したものとする。                                | 区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。<br>【意見番号1-6】    |

| No. | 修正前頁             | 修正後頁             | 修正前                                                                                                                | 修正後                                                                                                       | 修正理由                                             |
|-----|------------------|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| 101 | P. 87            | P. 89            | 工作物の建築等<br>高さ10m以上（擁壁等は高さ2m以上、橋梁等で河川等を横断するものは全て）<br>（中略）<br>色彩<br>1 色彩は、まちなみに調和したものとし、「建築物等の色彩基準」に定める基準に適合したものとする。 | 工作物の建設等<br>高さ10m以上（擁壁等は高さ2m以上）<br>（中略）<br>色彩<br>1 色彩は、まちなみに調和したものとし、「建築物等の色彩基準（P.90・96）」に定める基準に適合したものとする。 | 区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。<br>【意見番号1-6、20】          |
| 102 | P. 88<br>頁上部     | P. 90<br>頁上部     | 住宅地系（低密度住宅地・中低密度住宅地）<br>高さ10m以上または延べ面積1,000㎡以上3,000㎡未満                                                             | 一般地域（住宅地系）<br>建築物の建築等<br>高さ10m以上または延べ面積1,000㎡以上3,000㎡未満<br>工作物の建設等<br>高さ10m以上（擁壁等は高さ2m以上）                 | 区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。<br>【意見番号1-6、24】          |
| 103 | P. 88            | P. 90            | 建築物等の色彩（マンセル値）の推奨範囲                                                                                                | 建築物等の色彩基準（抜粋）                                                                                             | 区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。<br>【意見番号1-6】             |
| 104 | P. 87<br>頁上部     | P. 91<br>頁上部     | 一般地域<br>住宅地系・商業地系                                                                                                  | 一般地域 商業地系                                                                                                 | 区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。<br>【意見番号1-6、24】          |
| 105 | P. 87            | P. 91            | 頁上部                                                                                                                | 頁上部 一記載事項のレイアウト変更                                                                                         | 区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。<br>【意見番号1-6】             |
| 106 | P. 87<br>建築物の建築等 | P. 91<br>建築物の建築等 | 色彩<br>1 色彩は、まちなみに調和したものとし、「建築物等の色彩基準」に定める基準に適合したものとする。                                                             | 色彩<br>1 色彩は、まちなみに調和したものとし、「建築物等の色彩基準（P.92・96）」に定める基準に適合したものとする。                                           | 区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。<br>【意見番号1-6】             |
| 107 | P. 87            | P. 91            | 工作物の建築等<br>高さ10m以上（擁壁等は高さ2m以上、橋梁等で河川等を横断するものは全て）<br>（中略）<br>色彩<br>1 色彩は、まちなみに調和したものとし、「建築物等の色彩基準」に定める基準に適合したものとする。 | 工作物の建設等<br>高さ10m以上（擁壁等は高さ2m以上）<br>（中略）<br>色彩<br>1 色彩は、まちなみに調和したものとし、「建築物等の色彩基準（P.92・96）」に定める基準に適合したものとする。 | 区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。<br>【意見番号1-6、20】          |
| 108 | P. 89<br>頁上部     | P. 92<br>頁上部     | 商業地系（駅周辺等の商業地・幹線道路沿道）<br>高さ10m以上または延べ面積1,000㎡以上3,000㎡未満                                                            | 一般地域（商業地系）<br>建築物の建築等<br>高さ10m以上または延べ面積1,000㎡以上3,000㎡未満<br>工作物の建設等<br>高さ10m以上（擁壁等は高さ2m以上）                 | 区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。<br>【意見番号1-6、1-24】        |
| 109 | P. 89            | P. 92            | 建築物等の色彩（マンセル値）の推奨範囲                                                                                                | 建築物等の色彩基準（抜粋）                                                                                             | 区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。<br>【意見番号1-6】<br>誤記により修正。 |
| 110 | P. 90<br>頁上部     | P. 93<br>頁上部     | 一般地域<br>住宅地系<br>建築物の建築等<br>高さ10m未満かつ延べ面積1000㎡未満                                                                    | 一般地域<br>住宅地系<br>建築物の建築等<br>高さ10m未満かつ延べ面積1000㎡未満<br>推奨                                                     | 区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。<br>【意見番号1-6】             |
| 111 | P. 90            | P. 93            | 建築建築物等の色彩（マンセル値）の推奨範囲                                                                                              | 建築物等の推奨色                                                                                                  | 区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。<br>【意見番号1-6】<br>誤記により修正。 |
| 112 | P. 90            | P. 93            | 色彩の使用可能範囲                                                                                                          | 色彩の推奨範囲                                                                                                   | 区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。<br>【意見番号1-6】             |
| 113 | P. 90<br>凡例      | P. 93<br>凡例      | 外壁基本色 外壁の4/5はこの範囲から選択<br>屋根色                                                                                       | 外壁色の推奨範囲<br>屋根色の推奨範囲                                                                                      | 区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。<br>【意見番号1-6】             |
| 114 | P. 91<br>頁上部     | P. 94<br>頁上部     | 一般地域<br>商業地系<br>建築物の建築等<br>高さ10m未満かつ延べ面積1000㎡未満                                                                    | 一般地域<br>商業地系<br>建築物の建築等<br>高さ10m未満かつ延べ面積1000㎡未満<br>推奨                                                     | 区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。<br>【意見番号1-6】             |
| 115 | P. 91            | P. 94            | 建築物等の色彩（マンセル値）の推奨範囲                                                                                                | 建築物等の推奨色                                                                                                  | 区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。<br>【意見番号1-6】             |
| 116 | P. 91            | P. 94            | 色彩の使用可能範囲                                                                                                          | 色彩の推奨範囲                                                                                                   | 区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。<br>【意見番号1-6】             |
| 117 | P. 91<br>凡例      | P. 94<br>凡例      | 外壁基本色 外壁の4/5はこの範囲から選択<br>屋根色                                                                                       | 外壁色の推奨範囲<br>屋根色の推奨範囲                                                                                      | 区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。<br>【意見番号1-6】             |
| 118 | P. 92<br>一般地域    | P. 96<br>一般地域    | 商業地系<br>（駅周辺の商業地、幹線道路沿道）<br>住宅地系<br>（低密度住宅地・中密度住宅地）                                                                | 住宅地系<br>（低密度住宅地・中密度住宅地）<br>商業地系<br>（駅周辺の商業地、幹線道路沿道）                                                       | 区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。<br>【意見番号1-6、24】          |

| No. | 修正前頁                   | 修正後頁                   | 修正前                                                                                                                                       | 修正後                                                                                                                                      | 修正理由                                   |
|-----|------------------------|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|
| 119 | P. 70<br>頁上部           | P. 97<br>頁上部           | —                                                                                                                                         | COLUMN2                                                                                                                                  | 区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。<br>【意見番号1-17】  |
| 120 | P. 70<br>表題            | P. 97<br>表題            | 色彩を客観的に表す国際的な尺度<br>マンセル値とは                                                                                                                | 色彩基準における<br>色彩のものさし                                                                                                                      | 区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。<br>【意見番号1-17】  |
| 121 | P. 93<br>頁上部           | P. 98<br>頁上部           | —                                                                                                                                         | COLUMN 3                                                                                                                                 | 区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。<br>【意見番号1-17】  |
| 122 | P. 93<br>上段<br>下段      | P. 98<br>上段<br>下段      | 「企業や店舗が伝えたいイメージがあるように、<br>まちなみにも目指すべきイメージがあります。」<br>「住宅は個人の資産でも、その外観は地域共有の<br>景観要素になります。」                                                 | 「住宅は個人の資産でも、その外観は地域共有の景<br>観要素になります。」<br>「企業や店舗が伝えたいイメージがあるように、ま<br>ちなみにも目指すべきイメージがあります。」                                                | 区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。<br>【意見番号1-6】   |
| 123 | P. 93<br>下段            | P. 98<br>上段            | しかし、建物外部の色彩は近隣の住民が日常的に<br>目に触れるものであり、                                                                                                     | しかし、建物外部の色彩は日常的に近隣の住民の眼<br>に触れるものであり、                                                                                                    | より適切な記述に修正。                            |
| 124 | P. 94                  | P. 99                  | 03 行為の規制に係る届出                                                                                                                             | 03 行為の届出                                                                                                                                 | 区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。<br>【意見番号1-26】  |
| 125 | P. 94                  | P. 99                  | 下表に掲げる行為をする場合は、景観法及び杉並<br>区景観条例の規定に基づき、あらかじめ届出（地方<br>公共団体等が行う行為については通知）が必要<br>です。                                                         | 下表に掲げる行為をする場合は、景観法及び杉並区<br>景観条例の規定に基づき、あらかじめ届出（国の機<br>関又は地方公共団体が行う行為については通知）が<br>必要です。                                                   | より適切な記述に修正。                            |
| 126 | P. 94                  | P. 99                  | その際には、景観形成基準に規定する事項を満た<br>す必要があります。                                                                                                       | その際には、景観形成基準に規定する事項を満たす<br>必要があります。法令に適合しない場合には、指導<br>や勧告、変更命令等の対象となり、違反した場合には<br>、罰則の対象となります。                                           | 区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。<br>【意見番号1-6、7】 |
| 127 | P. 94<br>表内            | P. 99<br>表内            | 土地の開墾、土石・鉱物の採取その他の土地形質<br>の変更<br>屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件<br>の堆積                                                                           | 土地の開墾、土石の堆積等                                                                                                                             | 区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。<br>【意見番号1-6】   |
| 128 | P. 94<br>表下部           | P. 99<br>表下部           | ※工作物は、架空電線路用並びに電気事業法第2<br>条第1項第10号に規定する電気事業者及び同項第<br>12号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用の<br>もの（擁壁を含む）並びに電気通信事業法第2条<br>第5項に規定する電気通信事業者の電気通信用の<br>ものを除く | ※工作物は、架空電線路用のもの、電気事業法第2<br>条第1項第17号に規定する電気事業者の保安通信設<br>備用のもの（擁壁を含む。）及び電気通信事業法第<br>2条第5号に規定する電気通信事業者の電気通信用<br>のものを除く                      | 誤記により修正。                               |
| 129 | P. 94<br>表下部           | P. 99<br>表下部           | —                                                                                                                                         | ※「土地の開墾、土石の堆積等」とは、土地の開<br>墾、土石の採取、鉱物の採取その他の土地の形質の<br>変更及び屋外における土石、廃棄物、再生資源その<br>他の物件の堆積                                                  | 区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。<br>【意見番号1-6】   |
| 130 | P. 94                  | P. 99                  | 区は、届出に関する事項について、まちづくり景<br>観審議会に意見を求めることができます。<br>（景観条例第10条第4項）                                                                            | 指導<br>行為の制限に適合しない行為をしようとする者又は<br>した者に対し、必要な措置を講ずるよう指導するこ<br>とができます。<br>（景観条例第12条）                                                        | 区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。<br>【意見番号1-6、7】 |
| 131 | P. 94                  | P. 99                  | 行為の制限に適合しない行為をしようとする者又<br>はした者に対し、必要な措置を講ずるよう指導す<br>ることができます。<br>（景観条例第12条）                                                               | 勧告<br>届出に係る行為が制限に適合しないと認めるとき<br>は、審議会の意見を聴いたうえで、設計の変更その<br>他の必要な措置をとることを勧告し、従わない場合<br>には、公表することができます。<br>（景観法第16条第3項、景観条例第13条）           | 区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。<br>【意見番号1-6、7】 |
| 132 | P. 94                  | P. 99                  | 届出に係る行為が行為についての制限に適合しな<br>いと認めるときなどに、設計の変更その他の必要<br>な措置をとることを勧告又は命することなどがあ<br>ります。<br>（景観法第16条第3項、法第17条第1項等）                              | 変更命令等<br>届出に係る行為のうち、建築物又は工作物の形態意<br>匠の制限に適合しないと認めるときは、審議会の意<br>見を聴いたうえで、設計の変更その他の必要な措置<br>をとることを命じることができます。<br>（景観法第17条第1項・第5項、景観条例第14条） | 区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。<br>【意見番号1-6、7】 |
| 133 | P. 94                  | P. 99                  | 法第17条第5項の規定に基づく命令に違反した者<br>は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せ<br>られます。<br>（景観法第101条）                                                                 | 罰則<br>届出をせず、又は虚偽の報告をした者、行為の着手<br>の制限に違反した者、変更命令等の規定に違反した<br>者等は、罰則の対象となります。<br>（景観法第101条～第104条）                                          | 区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。<br>【意見番号1-6、7】 |
| 134 | P. 95<br>写真下部          | P. 100<br>写真下部         | 普門メディアセンター                                                                                                                                | 大規模建築物の優良な景観事例集「普門メディアセ<br>ンター」                                                                                                          | より適切な記述に修正。                            |
| 135 | P. 99<br>フロー図<br>内     | P. 104<br>フロー図<br>内    |                                                        |                                                      | 区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。<br>【意見番号1-6】   |
| 136 | P. 100<br>フロー図<br>左見出し | P. 105<br>フロー図<br>左見出し | 事前協議<br>届出<br>変更<br>完了                                                                                                                    | 事前協議<br>通知<br>変更<br>完了                                                                                                                   | 誤記により修正。                               |
| 137 | P. 100<br>フロー図<br>内    | P. 105<br>フロー図<br>内    | 一般地域<br>10m以上または延1,000㎡以上                                                                                                                 | 一般地域<br>高さ10m以上または延べ面積1,000㎡以上                                                                                                           | より適切な記述に修正。                            |

| No. | 修正前頁                     | 修正後頁                     | 修正前                                                                                                                                                                                        | 修正後                                                                                                                                                                                                  | 修正理由                                  |
|-----|--------------------------|--------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|
| 138 | P. 100<br>フロー図<br>内      | P. 105<br>フロー図<br>内      | 届出内容に変更が生じた場合                                                                                                                                                                              | 通知内容に変更が生じた場合                                                                                                                                                                                        | 誤記により修正。                              |
| 139 | P. 103                   | P. 108                   | —                                                                                                                                                                                          | scale、方位を追加。                                                                                                                                                                                         | よりわかりやすい内容とするために修正。                   |
| 140 | P. 103                   | P. 108                   | —                                                                                                                                                                                          | ※白抜きの地域は対象外                                                                                                                                                                                          | よりわかりやすい内容とするために修正。                   |
| 141 | P. 103                   | P. 109                   | 善福寺川<br>水とみどりの景観形成重点地区                                                                                                                                                                     | 神田川<br>水とみどりの景観形成重点地区                                                                                                                                                                                | 区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。<br>【意見番号7-5】  |
| 142 | P. 104                   | P. 110                   | 景観法に基づく制度においては、第6章で示した「行為の規制に係る届出」のほか、良好な景観を形成するうえで重要な公共施設や建造物等を指定する制度や、地域住民がよりよい景観形成のため自主的に規制を行う景観協定を活用し、良好な景観づくりを行います。                                                                   | 景観法に基づく制度においては、第6章で示した「行為の届出」のほか、良好な景観を形成するうえで重要な公共施設や建造物等を指定する制度や、地域住民がよりよい景観形成のため自主的に規制を行う景観協定を活用し、良好な景観づくりを行います。                                                                                  | 区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。<br>【意見番号1-26】 |
| 143 | P. 105<br>景観重要<br>道路     | P. 111<br>景観重要<br>道路     | 杉並歩行者第1号路線は、旧井草川を整備した遊歩道で、緩やかに蛇行したみどり豊かな歩行者道です。                                                                                                                                            | 区道第2427号路線・第2441号路線は、旧井草川を整備した遊歩道で、緩やかに蛇行したみどり豊かな歩行者道です。                                                                                                                                             | より適切な記述に修正。                           |
| 144 | P. 108                   | P. 114                   | ※ここである建築物とは、区が住宅都市であることに鑑み、「住宅」を基本とし、専用住宅、店舗併用住宅のほか、広く杉並の住宅文化を形成してきた建築物とします。また、これと一体となつて良好な景観を形成している土地その他の物件（敷地、塀、庭園など）も含むものとします。ただし、法第19条第3項に規定する文化財は除きます。                                | ※ここである建築物とは、区が住宅都市であることに鑑み、「住宅」を基本とし、専用住宅、店舗併用住宅のほか、広く杉並の住宅文化を形成してきた建築物とします。また、これと一体となつて良好な景観を形成している土地その他の物件（敷地、塀、庭園など）も含むものとします。ただし、景観法第19条第3項に規定する文化財は除きます。                                        | より適切な記述に修正。                           |
| 145 | P. 112<br>表題             | P. 119<br>表題             | 景観法に基づく制度活用                                                                                                                                                                                | 景観法に基づく制度の活用                                                                                                                                                                                         | より適切な記述に修正。                           |
| 146 | P. 112                   | P. 118                   | —                                                                                                                                                                                          | scale、方位を追加。                                                                                                                                                                                         | よりわかりやすい内容とするために修正。                   |
| 147 | P. 112<br>凡例             | P. 118<br>凡例             | 善福寺川<br>神田川<br>妙正寺川<br>区道第2101-1号路線（永福町北口商店街）<br>区道第2427・2441号路線（杉並歩行者道第1号線）<br>都立 善福寺公園<br>都立 善福寺川緑地<br>都立 和田堀公園<br>区立 大田黒公園<br>区立 荻外荘公園<br>角川庭園・幻戯三房<br>坂の上のけやき公園のケヤキ<br>パークシティ浜田山（戸建地区） | 善福寺川<br>神田川<br>妙正寺川<br>区道第2101-1号路線（永福町北口商店街）<br>区道第2427・2441号路線（井草川遊歩道（杉並歩行者道第1号線））<br>都立 善福寺公園<br>都立 善福寺川緑地<br>都立 和田堀公園<br>区立 大田黒公園<br>区立 荻外荘公園<br>幻戯三房（角川庭園）<br>ケヤキ（坂の上のけやき公園）<br>パークシティ浜田山（戸建地区） | より適切な記述に修正。                           |
| 148 | P. 114                   | P. 121                   | 杉並区まちづくり景観審議会条例に基づき、区民及び学識経験者から構成される杉並区まちづくり景観審議会（以下「審議会」という。）を設置しており、審議会の意見を聴きながら良好な景観づくりの推進に向けた取組を行っています。また、審議会には、杉並区まちづくり景観審議会景観専門部会（以下「部会」という。）を設置しています。                               | 杉並区まちづくり景観審議会条例に基づき、区民及び学識経験者から構成される杉並区まちづくり景観審議会を設置しており、本審議会の意見を聴きながら良好な景観づくりの推進に向けた取組を行っています。また、本審議会には、杉並区まちづくり景観審議会景観専門部会（以下「部会」という。）を設置しています。                                                    | より適切な記述に修正。                           |
| 149 | P. 119<br>写真右下           | P. 126<br>写真右下           | 永福町駅北口商店街通り                                                                                                                                                                                | 永福町駅北口商店街                                                                                                                                                                                            | より適切な記述に修正。                           |
| 150 | P. 123                   | P. 130                   | 事業者は建築等の際に、事前協議や行為の規制に係る届出を行います。                                                                                                                                                           | 事業者は建築等の際に、事前協議や行為の届出を行います。                                                                                                                                                                          | 区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。<br>【意見番号1-26】 |
| 151 | P. 125                   | P. 132                   | また、平成4年（1992年）に宮前二丁目、平成8年（1996年）に荻窪三丁目をはじめとする一部地域には敷地面積の最低限度や形態意匠*の制限などの建築物の建て替えのルールを定めた地区計画*を導入しています。<br>（中略）<br>こうした取組により、今後も豊かなみどりを活かしたまちなみを継承していきます。                                   | また、平成4年（1992年）に宮前二丁目、平成8年（1996年）に荻窪三丁目をはじめとする一部地域には、敷地面積の最低限度や形態意匠*の制限など、建築物を建築等する際のルールを定めた地区計画*を導入しています。<br>（中略）<br>こうした取組により、今後も豊かなみどりを生かしたまちなみを継承していきます。                                          | より適切な記述に修正。                           |
| 152 | P. 127<br>1 区民の<br>意識向上  | P. 134<br>1 区民の<br>意識向上  | （略）<br>区公式ホームページやX（旧Twitter）やLINE等のSNS*を活用し、区民の景観への関心や意識を向上させることを目的とした情報提供を行います。                                                                                                           | （略）<br>区公式ホームページやX（旧Twitter）、LINE等のSNS*を活用し、区民の景観への関心や意識を向上させることを目的とした情報提供を行います。                                                                                                                     | より適切な記述に修正。                           |
| 153 | P. 127<br>2 事業者の<br>意識向上 | P. 134<br>2 事業者の<br>意識向上 | 行為の規制に係る届出や事前協議の周知                                                                                                                                                                         | 行為の届出や事前協議の周知                                                                                                                                                                                        | 区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。<br>【意見番号1-26】 |
| 154 | P. 128<br>頁上部            | P. 135<br>頁上部            | —                                                                                                                                                                                          | COLUMN 4                                                                                                                                                                                             | 区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。<br>【意見番号1-17】 |
| 155 | P. 128<br>上段左            | P. 135<br>上段左            | ②阿佐ヶ谷・高円寺                                                                                                                                                                                  | ②阿佐谷・高円寺                                                                                                                                                                                             | 誤記により修正。                              |



| No. | 修正前頁                       | 修正後頁                       | 修正前                                                                                                                                                                                                                             | 修正後                                                                                                                                                                                                                                                                        | 修正理由                                  |
|-----|----------------------------|----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|
| 156 | P. 132<br>共同住宅             | P. 139<br>共同住宅             | イラスト                                                                                                                                                                                                                            | イラスト →修正                                                                                                                                                                                                                                                                   | 視覚的に、よりわかりやすい内容とするために修正。              |
| 157 | P. 132<br>商店街の店舗           | P. 139<br>商店街の店舗           | イラスト                                                                                                                                                                                                                            | イラスト →修正                                                                                                                                                                                                                                                                   | 視覚的に、よりわかりやすい内容とするために修正。              |
| 158 | P. 134<br>下段               | P. 141<br>下段               | <p><u>生け垣をつくります</u></p> <p><u>みどりの生け垣はまちなみに潤いを与え、行き届いた手入れにより、風格を感じさせます。また、生け垣の設置について隣同士の住宅が協力することで、連続するみどりの帯をつくることができます。低い塀やフェンスと組み合わせ、変化をつける方法もあります。また、まとまった植栽は、道路と宅地の間の緩衝帯としての役割を果たします。</u></p> <p>イラスト</p>                   | <p><u>宅地内のみどりも見せるように工夫します</u></p> <p><u>それぞれの家が、宅地内の樹木や草花などのみどりによって、外のまちとゆるやかにつながっていきます。個人の家の庭のみどりも、低い塀越しにうかがえるものは、まちにとって大切な財産となります。道路側に植えられたそれぞれの家の大切な木は、道行く人をも楽しませてくれます。</u></p> <p>イラスト →修正<br/>+<br/>格子フェンスや生垣などを用いることで、潤いやゆとりを感じさせる<br/>塀で高く囲っているため、閉塞感があり、無機質な印象</p> | 視覚的に、よりわかりやすい内容とするために修正。              |
| 159 | P. 135                     | P. 142                     | <p>塀や擁壁をやわらげます<br/>(中略)<br/>擁壁は自然石で仕上げる、段状にして緑化するなどの工夫で圧迫感がなくなります。RC 擁壁* を使用する場合でも、フェンスの前に緑地を設けることで、圧迫感を軽減することができます。</p> <p>イラスト<br/>+<br/>段状に緑化する</p> <p>イラスト<br/>+<br/>RC擁壁*を使用する場合</p> <p>イラスト<br/>+<br/><u>自然石を使用する</u></p> | <p>塀や擁壁をやわらげます<br/>(中略)<br/>擁壁は段状にして緑化するなどの工夫で圧迫感がなくなります。RC 擁壁* を使用する場合でも、フェンスの前に緑地を設けることで、圧迫感を軽減することができます。</p> <p>イラスト<br/>+<br/>木格子フェンス+植栽</p> <p>イラスト<br/>+<br/>フェンスの前に生垣を設ける</p> <p>イラスト<br/>+<br/>段状に緑化する</p> <p>イラスト<br/>+<br/>RC擁壁*を使用する場合</p>                      | 視覚的に、よりわかりやすい内容とするために修正。              |
| 160 | P. 136<br>上段               | P. 143<br>上段               | 道路から見える宅地内の樹木は、所有者だけでなくまちにとっても大切なみどりです。建築計画の工夫によって、今ある樹木を残すことができます。                                                                                                                                                             | 道路から見える宅地内の樹木は、所有者だけでなくまちにとっても大切なみどりです。建築計画の工夫や移植によって、今ある樹木を残すことができます。                                                                                                                                                                                                     | よりわかりやすい内容とするために修正。                   |
| 161 | P. 136<br>上段               | P. 143<br>上段               | イラスト                                                                                                                                                                                                                            | イラスト →修正                                                                                                                                                                                                                                                                   | 区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。<br>【意見番号1-28】 |
| 162 | P. 136<br>イラスト<br>下部       | P. 143<br>イラスト<br>下部       | 既存の木を残した建築計画                                                                                                                                                                                                                    | —                                                                                                                                                                                                                                                                          | よりわかりやすい内容とするために修正。                   |
| 163 | P. 136<br>下段               | P. 143<br>下段               | イラスト                                                                                                                                                                                                                            | イラスト →変更                                                                                                                                                                                                                                                                   | 視覚的に、よりわかりやすい内容とするために修正。              |
| 164 | P. 136<br>下段               | P. 143<br>下段               | <p><u>宅地内のみどりも見せるように工夫します</u></p> <p><u>それぞれの家が、宅地内の樹木や草花などのみどりによって、外のまちとゆるやかにつながっていきます。個人の家の庭のみどりも、低い塀越しにうかがえるものは、まちにとって大切な財産となります。道路側に植えられたそれぞれの家の大切な木は、道行く人も楽しませてくれます。</u></p>                                               | <p><u>環境に適した樹種を選定し、適切に管理します</u></p> <p><u>樹種を選定する際には、日照条件や将来性について考慮することが重要です。日照条件に適した樹種を選定することで、良好な生育を促し、四季を通してみどりを楽しむことができます。また、建物や隣地・道路に近い場所に植える際やツリーサークルなどを設ける際には、将来の大きさを想定し、建物や隣地・道路との距離を確保したり、通行の支障にならないよう定期的に剪定したりすることで、美しい景観を保つことができます。</u></p>                     | よりわかりやすい内容とするために修正。                   |
| 165 | P. 136<br>下段<br>イラスト<br>説明 | P. 143<br>下段<br>イラスト<br>説明 | <u>道路から楽しめる宅地内のみどり</u>                                                                                                                                                                                                          | <u>日照条件に適した樹種を選定する</u><br><u>通行の支障にならないよう定期的に剪定する</u><br><u>道路や隣地に越境しないよう将来の大きさを想定する</u>                                                                                                                                                                                   | よりわかりやすい内容とするために修正。                   |
| 166 | P. 137<br>上段               | P. 144<br>上段               | —                                                                                                                                                                                                                               | イラスト追加                                                                                                                                                                                                                                                                     | 区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。<br>【意見番号6】    |
| 167 | P. 137<br>上段               | P. 144<br>上段               | —                                                                                                                                                                                                                               | <p>大木や屋敷林、生け垣などの地域の景観資源を大切にします</p> <p>大木やまとまった樹林、生け垣は、地域の人たちが守り育ててきた大事な景観資源です。これからもまちの財産として大切に、守っていくことが重要です。</p>                                                                                                                                                           | 区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。<br>【意見番号6】    |

| No. | 修正前頁          | 修正後頁          | 修正前                                                                                                                                                                                                                                       | 修正後                                                                                                                                                                                                                       | 修正理由                         |
|-----|---------------|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|
| 168 | P. 137<br>下段  | P. 144<br>下段  | 歩行者にも使える空間を生み出します<br><br>(中略)<br>門を道路境界から下げてつくと、 <u>門の廻りがくぼみのある空間となり、ゆとりある景観を生み出します。</u><br>商店街では、1、2階の壁面後退による空地を連続して確保することで、安全に買い物が楽しめる空間をつくりだせます。<br><u>また、道路につながるポケット広場の整備は、人が留まれる楽しい店先をつくります。共同住宅の出入口に設けた小さな空間がまちにゆとりを生み出します。</u>     | 歩行者にも使える空間を生み出します<br><br>(中略)<br>門を道路境界から下げてつくと、 <u>門の廻りにくぼみ(アルコーブ空間)ができ、ゆとりある景観を生み出します。</u><br>商店街では、1、2階の壁面後退による空地を連続して確保することで、安全に買い物が楽しめる空間をつくりだせます。                                                                   | よりわかりやすい内容と<br>するために修正。      |
| 169 | P. 138<br>上段  | P. 145<br>上段  | <u>イラスト</u><br>+<br><u>上部が階段状になっており、空へ視点が抜けている建物</u>                                                                                                                                                                                      | —                                                                                                                                                                                                                         | よりわかりやすい内容と<br>するために修正。      |
| 170 | P. 138<br>上段  | P. 145<br>上段  | —                                                                                                                                                                                                                                         | <u>商店街や共同住宅では建物の前に小さな空間を設けます</u><br><br><u>道路につながるポケット広場の整備は、人が留まれる楽しい店先を演出します。共同住宅の出入りに設けた小さな空間がまちにゆとりを生み出します。</u><br>+<br><u>イラスト追加</u>                                                                                 | よりわかりやすい内容と<br>するために修正。      |
| 171 | P. 139        | P. 146        | 道路境界から外壁を離します                                                                                                                                                                                                                             | 道路境界、隣地境界から外壁を離します<br>+<br><u>イラスト追加</u><br>+<br><u>2階以上の外壁を1階より後退</u><br><u>建物を後退させ、緑化スペースを確保</u>                                                                                                                        | よりわかりやすい内容と<br>するために修正。      |
| 172 | P. 139        | P. 146        | <u>イラスト</u><br>+<br><u>道路側の壁面位置を揃えた建物配置</u>                                                                                                                                                                                               | <u>イラスト</u><br>+<br><u>隣地との間に余裕をとった配置計画</u><br><u>隅切り線からの後退距離を十分にとり意匠性のある外構計画にする</u>                                                                                                                                      | よりわかりやすい内容と<br>するために修正。      |
| 173 | P. 140<br>下段  | P. 147<br>下段  | <u>イラスト</u>                                                                                                                                                                                                                               | <u>イラスト 一修正</u>                                                                                                                                                                                                           | 視覚的に、よりわかりやすい内容と<br>するために修正。 |
| 174 | P. 141<br>上段左 | P. 148<br>上段左 | <u>イラスト</u><br>+<br><u>配置の工夫</u>                                                                                                                                                                                                          | <u>イラスト</u><br>+<br><u>駐車場等は道路側から離れた位置に配置</u>                                                                                                                                                                             | よりわかりやすい内容と<br>するために修正。      |
| 175 | P. 142<br>下段左 | P. 149<br>下段左 | <u>イラスト</u><br>+<br><u>勾配屋根にパネルを設置する場合</u>                                                                                                                                                                                                | <u>イラスト 一修正</u><br>+<br><u>屋根一体型の太陽光パネル</u>                                                                                                                                                                               | 視覚的に、よりわかりやすい内容と<br>するために修正。 |
| 176 | P. 142<br>下段右 | P. 149<br>下段右 | <u>イラスト</u><br>+<br><u>共同住宅の屋上にパネルを設置する場合</u>                                                                                                                                                                                             | <u>イラスト</u><br>+<br><u>歩行者から見えにくいように配置</u>                                                                                                                                                                                | よりわかりやすい内容と<br>するために修正。      |
| 177 | P. 143        | P. 150        | 屋外階段のデザインを工夫します<br><br>共同住宅等に屋外階段を設置する場合は、建物のデザインと合わせ一体的に見えるようにしたり、建物と異なる素材の際は目隠しを設置する等により、外から見えにくくできます。<br>+<br><u>屋外施設のデザインを工夫します</u><br><br>自動販売機は建物の壁面内に収め、道路から一步下がって設置することで、使いやすく、まちなみに調和したものとなります。色彩についても、過度に目立たせず、まちなみに調和した色彩とします。 | <u>屋外階段、屋外施設のデザインを工夫します</u><br><br>共同住宅等に屋外階段を設置する場合は、建物のデザインと合わせ一体的に見えるようにしたり、建物と異なる素材の際は目隠しを設置する等により、外から見えにくくできます。 <u>また、自動販売機は建物の壁面内に収め、道路から一步下がって設置することで、使いやすく、まちなみに調和したものとなります。色彩についても、過度に目立たせず、まちなみに調和した色彩とします。</u> | よりわかりやすい内容と<br>するために修正。      |
| 178 | P. 143<br>下段  | P. 150<br>下段  | —                                                                                                                                                                                                                                         | <u>看板、サインのデザインを工夫します</u><br><br><u>住宅地においては、デザインの工夫により、まちなみに調和した小さくてもわかりやすく洒落た看板やサインをつくることができます。建物の外壁と同様に、基本色は落ち着いた色とし、アクセントカラーも大きすぎない面積で使うことで、すっきりとした印象が得られます。</u><br>+<br><u>イラスト追加</u>                                 | 視覚的に、よりわかりやすい内容と<br>するために修正。 |
| 179 | P. 144<br>上段  | P. 151<br>上段  | <u>イラスト</u>                                                                                                                                                                                                                               | <u>イラスト 一修正</u>                                                                                                                                                                                                           | 視覚的に、よりわかりやすい内容と<br>するために修正。 |
| 180 | 144<br>下段     | 151<br>下段     | <u>建替える場合には、部分的でも残す工夫により、新しい時代に生かすことができます。</u>                                                                                                                                                                                            | <u>建て替える場合には、部分的でも残す工夫により、新しい時代に生かすことができます。</u>                                                                                                                                                                           | より適切な記述に修正。                  |
| 181 | P. 144<br>下段  | P. 151<br>下段  | —                                                                                                                                                                                                                                         | <u>イラスト追加</u>                                                                                                                                                                                                             | 視覚的に、よりわかりやすい内容と<br>するために修正。 |

| No. | 修正前頁                        | 修正後頁                        | 修正前                                         | 修正後                                                                                                                           | 修正理由                                 |
|-----|-----------------------------|-----------------------------|---------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|
| 182 | —                           | P. 165                      | —                                           | 4 杉並区景観条例及び杉並区景観計画等策定組織の頁を追加                                                                                                  | 資料編に新規追加。                            |
| 183 | —                           | P. 166                      | —                                           | 5 杉並区景観計画改定までの検討経過の頁を追加                                                                                                       | 資料編に新規追加。                            |
| 184 | P. 159<br>ゼロカー<br>ボンシ<br>ティ | P. 168<br>ゼロカー<br>ボンシ<br>ティ | 杉並区は、令和3（2021年）11月に「2050年ゼロカーボンシティ」を宣言している。 | 杉並区は、令和3年（2021年）11月に「2050年ゼロカーボンシティ」を宣言している。                                                                                  | 脱字により修正。                             |
| 185 | P. 159<br>生産緑地<br>（地区）      | P. 168<br>生産緑地<br>（地区）      | 指定から 30 年または従事者の死亡等によって営農ができない場合、           | 指定から 30 年経過後または従事者の死亡等によって営農ができない場合、                                                                                          | より適切な記述に修正。                          |
| 186 | —                           | P. 168<br>デジタル<br>サイネー<br>ジ | —                                           | デジタルサイネージ<br>ディスプレイなどの電子表示媒体を活用した情報発信システム。                                                                                    | よりわかりやすい内容とするために修正。                  |
| 187 | —                           | P. 168<br>特別緑地<br>保全地区      | —                                           | 特別緑地保全地区<br>樹林地、草地、水辺地域の緑地で、良好な環境の形成を図るために、都市緑地法に基づき、都市計画に定める地域地区。指定された地区内では、建築物の建築、木竹の伐採等の行為制限があり、これらの行為をしようとする場合には許可が必要となる。 | よりわかりやすい内容とするために修正。                  |
| 188 | 全体                          | 全体                          | 写真                                          | 写真 一文字と重なる背景写真の濃淡調整                                                                                                           | 区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。<br>【意見番号3-2】 |
| 189 | 全体                          | 全体                          | 頁番号（本文中含む）及び項目番号                            | 頁番号（本文中含む）及び項目番号 一各所修正                                                                                                        | 頁数変更及び項目追加に伴い修正。                     |

# 杉並区景観計画

令和 7 年（2025 年）





## 1 現状把握

|     |                |    |
|-----|----------------|----|
| 第1章 | 景観計画とは         | 1  |
| 0 1 | 景観計画の位置づけと役割   | 1  |
| 0 2 | 対象区域           | 3  |
| 0 3 | 計画の改定にあたって     | 4  |
| 第2章 | 杉並区の景観特性       | 5  |
| 0 1 | 杉並区の景観の成り立ち    | 5  |
| 0 2 | 4つの要素から見える景観特性 | 6  |
| 0 3 | 地域別から見える景観特性   | 12 |
| 第3章 | 現状と課題          | 41 |
| 0 1 | 景観づくりの実績       | 41 |
| 0 2 | 区民の声           | 43 |
| 0 3 | 景観づくりの課題       | 47 |

## 2 目標

|     |          |    |
|-----|----------|----|
| 第4章 | 将来像と基本理念 | 51 |
| 0 1 | 将来像      | 51 |
| 0 2 | 基本理念     | 52 |

## 3 方針

|     |              |    |
|-----|--------------|----|
| 第5章 | 取組方針         | 53 |
| 0 1 | 課題解決に向けた取組方針 | 53 |

---

|     |                               |     |
|-----|-------------------------------|-----|
|     | 景観法令による                       |     |
| 第6章 | 行為の規制・誘導                      | 55  |
| 01  | 市街地特性別の目標と方針                  | 56  |
| 02  | 景観形成基準                        | 72  |
| 03  | 行為の届出                         | 99  |
| 04  | 大規模建築物や公共施設に係る<br>事前協議と景観形成指針 | 100 |
| 05  | 屋外広告物の表示・掲出に係る事前相談            | 106 |
| 第7章 | 景観法等の制度活用                     | 110 |
| 01  | 景観法に基づく制度の活用                  | 110 |
| 02  | まちづくり条例等に基づく制度の活用             | 120 |
|     | 他部門との連携                       |     |
| 第8章 | による景観づくり                      | 122 |
| 01  | みどりの保全・創出                     | 123 |
| 02  | まちなか整備                        | 126 |
| 03  | 歴史と文化の保存・活用                   | 129 |
|     | 景観づくりの                        |     |
| 第9章 | 推進に向けて                        | 130 |
| 01  | モデル地区における景観づくり                | 130 |
| 02  | 景観づくりの普及啓発                    | 134 |
| 03  | 東京都や周辺区市との連携による<br>景観づくり      | 134 |

|                               |     |
|-------------------------------|-----|
| 資料編                           | 137 |
| 1 みどり豊かな住宅都市における<br>景観づくりの参考例 | 138 |
| 2 杉並区における土地利用の状況              | 152 |
| 3 区民の皆様からのご意見                 | 154 |
| 4 杉並区景観条例及び<br>杉並区景観計画等策定組織   | 165 |
| 5 杉並区景観計画改定までの検討経過            | 166 |
| 6 用語集                         | 167 |

# 第1章

## 景観計画とは



### 01

## 景観計画の位置づけと役割

### 1 はじめに

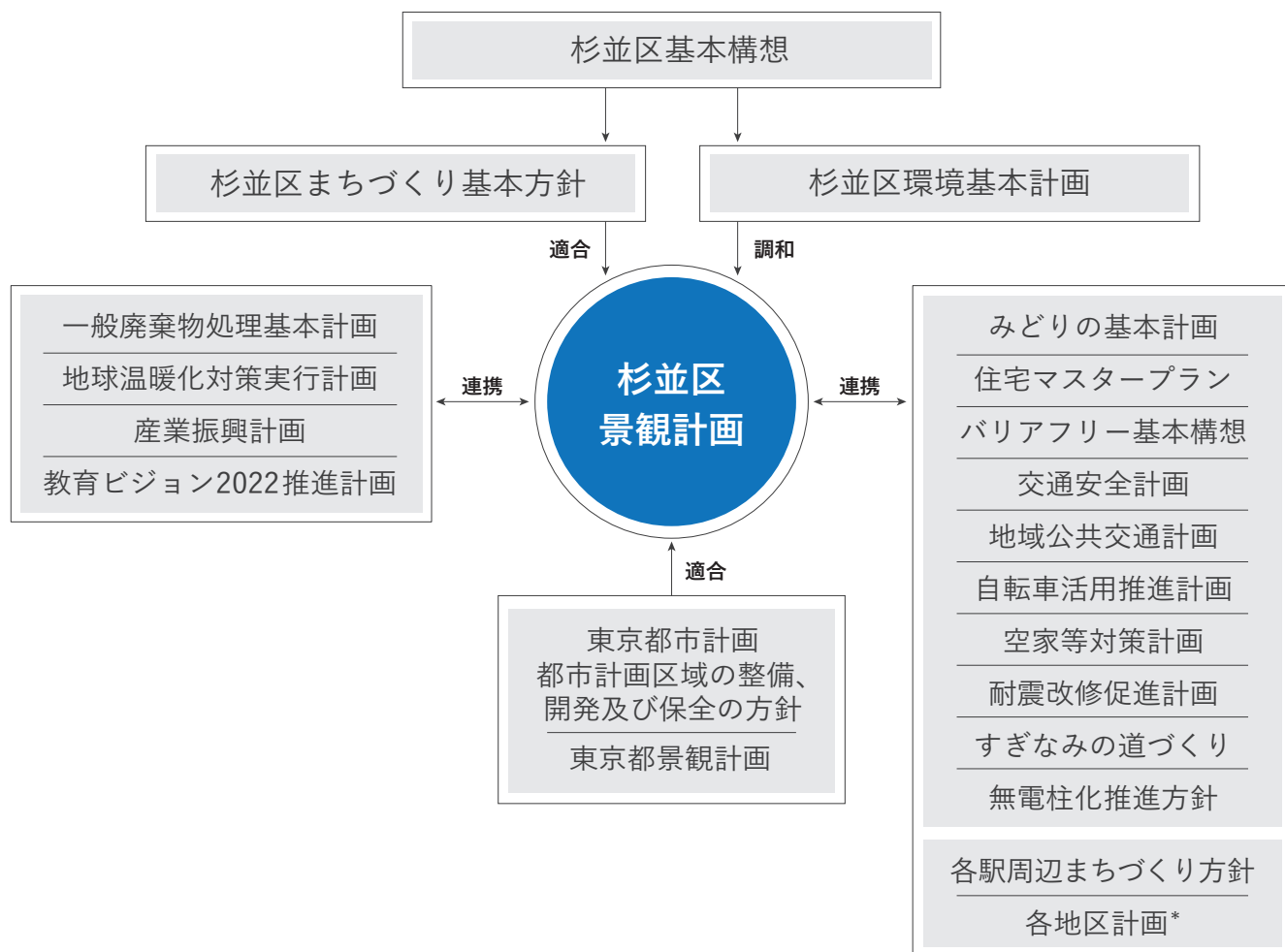
杉並区は、以前から行ってきた景観づくりの取組に加え、平成 16 年（2004 年）に制定された「景観法」に基づく仕組みや区独自の施策を積極的かつ効果的に展開するため、平成 20 年（2008 年）に「杉並区景観条例」を制定し、平成 21 年（2009 年）に東京都の同意を得て、景観法による「景観行政団体」となりました。これにより、区は、法令に基づく景観計画の策定が可能となり、平成 22 年（2010 年）に「杉並区景観計画」を策定しました。

以降、区は、この景観計画に基づき、良好な住宅都市としての景観を守り、さらにみどり豊かで美しい景観を進展させていくため、総合的かつ体系的に景観施策の展開を図っています。



## 2 位置づけ

「杉並区景観計画」は、景観法第8条第1項及び杉並区景観条例第8条第1項の規定に基づき定める法定計画です。



## 3 役割

杉並区景観計画の役割は、以下の3つを基本としています。

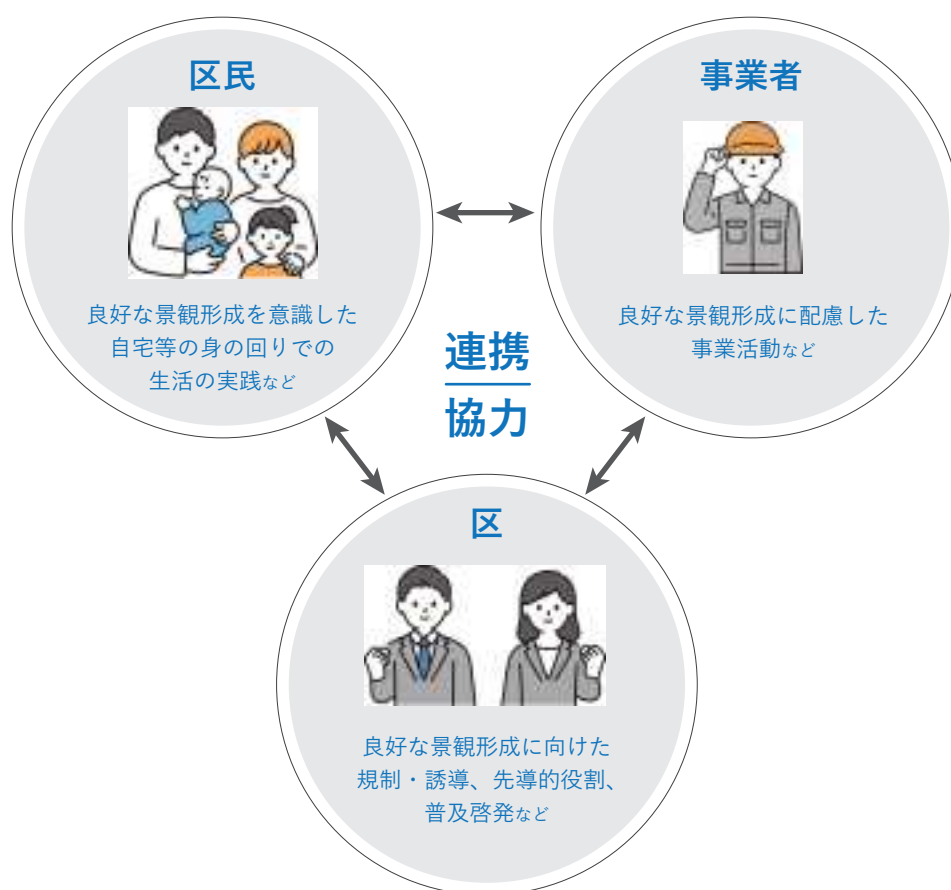
| 1                                                     | 2                                 | 3                                  |
|-------------------------------------------------------|-----------------------------------|------------------------------------|
| 「杉並区まちづくり基本方針」に定められている「景観まちづくり方針」に即した、杉並区の総合的な景観形成の指針 | 景観法及び杉並区景観条例に基づいた、具体的な取組の実施方法等の規定 | 区、区民及び事業者が連携・協力して景観まちづくりに取り組むための指針 |

本文中「\*」の用語は、「資料編 6 用語集」(P.167～171)に説明を記載しています。

## 4 景観づくりの担い手

景観は、多様な要素で構成されています。例えば、みどりのような自然環境はもちろん、落ち着いた色の建物や歴史的な建築物等も景観の要素です。それは公有のものに留まらず、その多くが、民間所有の土地や建物など、私有のもので構成されています。

そのため、良好な景観づくりとは、区をはじめとした行政と、区民及び事業者のそれぞれが担い手の一員となり、自らの役割を果たし、連携・協力して取り組んでいくものです。



## 02 対象区域

杉並区は、東京の背骨といえるＪＲ中央を抱え、東京 23 区の西部に位置し、面積に 34.06 k m<sup>2</sup>です。東は中野区、渋谷区、西は鷹市、武蔵野市、南は世田谷区、北は練馬と接しています。

区の景観をさらに美しく魅力あるものにするため、また、身近なまちなみの景観を守育て、継承していくために、区全域を景観第 8 条第 2 項第 1 号に規定する「景観計画域」とします。





## 1 改定の背景

杉並区では、平成 22 年（2010 年）4 月に「景観法」及び「杉並区景観条例」に基づく「杉並区景観計画」を策定し、平成 28 年（2016 年）6 月に、社会情勢の変化への対応や景観施策の充実を図るため、第 1 回改定を行いました。

令和 3 年（2021 年）10 月には「みどり豊かな住まいのみやこ」を杉並区が目指すまちの姿とする新たな基本構想を策定し、令和 5 年（2023 年）3 月には「杉並区まちづくり基本方針（都市計画マスタープラン）」を改定して、「景観まちづくり方針」などに加え、「ゼロカーボンシティを目指すまちづくり方針」を掲げました。令和 4 年（2022 年）5 月には「杉並区環境基本計画」についても、改定しました。

また、景観づくりに関心はあっても、区の実組までは知らない人の割合が非常に高い（P.46 参照）という実情も把握できたことから、区民等からの意見も伺ったうえで、右記の 3 点を目的に、第 2 回改定を行うこととしました。

1 最新の行政計画の内容を本計画に適切に反映していくこと

2 行政、区民及び事業者の 3 つの主体が、それぞれの役割を果たし、景観づくりに取り組むこと

3 景観づくりの取組の周知や意識啓発を強化し、より効果的に行うこと

## 2 改定方針



景観法に基づく取組に加え、景観に資する他部門の取組についても、景観の観点から整理し、本計画に位置づけることとする。



ゼロカーボンシティを目指すまちづくりの動きを適切に反映させる。



イラスト、写真を活用し、区民、事業者にとってわかりやすい構成、文章、紙面とする。

# 第2章

## 杉並区の 景観特性



### 01

## 杉並区の景観の成り立ち

杉並区は武蔵野台地のうち東京区部西部にある山手台地の一部で、地形は全般的に平坦ですが、中央部を善福寺川が、南部を神田川が、北部を妙正寺川が、それぞれ西から東へと流れているため、それに沿って傾斜地や台地などの起伏があります。

室町時代には、区内に村落があったと考えられています。江戸時代から大正時代までは、野菜や雑穀の生産を中心とした農村地帯でした。また、区内を東西に貫く甲州街道や青梅街道、五日市街道は江戸時代からの主要な道路です。

明治22年(1889年)には、現在のJR中央線が甲武鉄道として開通し、その後、荻窪駅をはじめとする駅が開設され、住宅都市としての発展の礎となりました。明治44年(1911年)には、原蚕種製造所(後の蚕糸試験場)が設立され、その後も救世軍杉並療養所や中島飛行機東京工場の開設が続くなど、徐々に「むら」から「まち」へと変貌していきました。

大正期以降は私鉄各線の整備が進み、大正12年(1923年)の関東大震災後、都心から多くの被災者が郊外に移り住んできたことで、農村地帯であった杉並区でも急速に人口が増加しました。

そして、戦後の高度経済成長とともに、都心へ通勤する会社員のための住宅都市として発展してきました。昭和30年(1955年)では区内の3分の1が農地でしたが、昭和45年(1970年)には農地が1割まで減少し、宅地化の波は区内の景観を一変させました。

また、大正期から昭和期にかけて、区北西部で井荻土地区画整理事業\*などの整備が広い範囲にわたって実施されました。その他、高円寺駅周辺では、戦災復興による区画整理が行われた地区もあり、整然としたまちなみが形成されています。一方で、区南部では、旧緑地地域(土地区画整理事業を施行すべき区域\*)が面的に分布し、これらの地域では、区画整理が実施されないまま、道路基盤が未整備の状態で宅地化が進みました。このようにまちが変化する中でも、公園や緑地、屋敷林、農地といったみどりの整備、保全に努力がなされてきました。

長い年月をかけて育まれたみどり豊かな住宅都市を継承し、魅力あるまちなみを創出していくためには、区の地形や自然の中で積み重ねられてきた歴史や文化が創り出した景観特性を、これからの景観づくりに生かしていくことが大切です。

景観は建物や施設、自然が持つあらゆる要素が織り交ざって生み出されるものです。区では、その要素を以下の4つに分類して示すこととします。





# 1 生活的要素

## 住宅地

令和5(2023)年度発行の「すぎなみのまちの動き～土地利用現況調査結果の分析～」では、区全体の面積に対し71.1%が宅地であり、そのうち79.1%が住宅用地です(P.152 参照)。特に低層住宅地\*を中心としたまちなみが形成されています。低層住宅地\*は、主に区東部を中心とした木造賃貸住宅等の共同住宅の多い比較的密度の高い住宅地と、区西部を中心とした戸建住宅の多いゆとりある住宅地の2つに大きく分けられます。

## 駅周辺等の商業地

駅周辺には生活に密着した商店街が息づいており、その地域が持つ歴史、文化、環境などの地域特性を生かした個性的な商店街が、にぎわいのある景観を作り出しています。



浜田山周辺の住宅地

## 2 自然的要素

### 水辺

区内には、神田川、善福寺川、妙正寺川の3河川のほか、玉川上水が流れています。各河川周辺にはみどりが広がり、心地よい潤いを与えてくれます。善福寺川上流には善福寺池があり、みどり豊かな潤いのある風景を形成しています。また、水辺に直接触れることのできる渚野井川親水施設が整備されています。河川に架かる橋梁も多く、散策や眺望点の機能を果たす施設として、水辺景観を形成する重要な要素の1つです。

### みどり

区内には、古くからある樹木や屋敷林、農地など、まとまりのあるみどりが今も残されています。しかし、近年は所有者の高齢化や樹木の老朽化などにより、農地や屋敷林が減少しており、古くからある樹木の保全が難しい状況にあります。みどりは、グリーンインフラ\*として気候変動等に対応する役割を果たすだけでなく、景観を形成するうえでも大切な要素です。



善福寺川



### 3 公共的要素

#### 道路

狭あい道路拡幅整備、カラー舗装、無電柱化や段差の無い歩道、自転車通行帯の整備等を進めています。特に、無電柱化や街路樹・植栽帯等の活用は周囲の景観を大きく改善し、誰にとっても魅力的で居心地が良く、出かけたくなる歩行者空間を生み出します。

主要道路や生活道路以外にも、井草川遊歩道など、かつて河川や水路であった場所に整備された比較的に長い遊歩道があり、地域の回遊性を高めています。

#### 鉄道

区内には、JR 中央線、京王線、京王井の頭線、東京メトロ丸ノ内線、西武新宿線の5路線が敷かれています。この内、京王線と西武新宿線の一部区間については、連続立体交差事業\*が進められるとともに、より安全で利便性の高い駅前空間の整備等を進めており、景観においても重要な要素となります。

#### 公共施設

区内には、区民センターやスポーツ施設、図書館、学校などの建築物のほか、公園などの施設が多くあります。これらの施設は、設置目的に沿った役割を果たすだけでなく、地域の良好な景観の拠点としても大きな役割があります。



杉並芸術会館（座・高円寺）

## 4 文化的要素

### 歴史的文化

区には、古くから残る寺院や神社が点在しており、その建造物と敷地内に広がるみどりによって、古き良き時代の杉並を彷彿とさせる景観が形成されています。また、大田黒公園や角川庭園、令和6年(2024年)12月に区立公園として公開された荻外荘公園などには、歴史的建築物が残されています。こうした今に残る歴史ある施設は大切な景観要素です。

また、阿佐谷七夕まつり、東京高円寺阿波おどりは、その歴史とともに夏の風物詩となり、区内外から多くの人々が訪れる杉並区を代表するひとつの大切な景観要素となっています。

### にぎわいの文化

区内には、音楽専用ホールを備えた杉並公会堂や舞台芸術の創造と発信、そして地域に根ざした文化活動の拠点である杉並芸術会館(座・高円寺)等、芸術や芸能に触れられる施設があります。

また、アニメ制作会社が区内に集積しているという地域特性を生かし、杉並アニメーションミュージアムにて、区内アニメ制作会社等と連携した展示やイベント等を行うことで、アニメの文化を区内外に発信しています。

こうしたにぎわいの文化は、まちの個性となり、地域を魅力的なものにしています。



東京高円寺阿波おどり



# 杉並百景

杉並百景に選定された景観を  
各要素別に紹介します

.....



生活的要素 西荻の朝市



自然的要素 日大二高のいちょう並木



公共的要素 セシオン杉並



文化的要素 大宮前ばやし

杉並百景は、区制施行 60 周年を迎えるにあたり、区民に身近な杉並のまち・まちなみを見直してもらうことを目的に、平成 5 年（1993 年）3 月に発行しました。

杉並百景の選定にあたっては、「あなたの一景。このまちの一景。みんなで百景」をキャッチフレーズに、一人一人が大切にしている「わたしの一景」を広く募集しました。

応募のあった「杉並 781 景」から候補地 200 景を絞り込み、その中から区民の投票をもとに「杉並百景」が選ばれました。

杉並区まちづくり基本方針に基づき、区民の通勤、買い物などの日常の行動圏域として駅を中心に設定した7地域にはそれぞれの個性があり、そのまちの特性を生かした景観づくりが進んでいます。



| 地域名       | 住所                                                                                                                |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 井草地域    | 上井草一丁目～四丁目、井草一丁目～五丁目、下井草一丁目～五丁目                                                                                   |
| 2 西荻地域    | 上荻二丁目～四丁目、西荻北一丁目～五丁目、善福寺一丁目～四丁目、桃井三丁目～四丁目、今川三丁目～四丁目<br>松庵二丁目～三丁目、宮前五丁目、西荻南一丁目～四丁目                                 |
| 3 荻窪地域    | 今川一丁目～二丁目、桃井一丁目～二丁目、清水一丁目～三丁目、本天沼一丁目～三丁目、天沼一丁目～三丁目、上荻一丁目<br>南荻窪一丁目～四丁目、宮前一丁目～四丁目、荻窪一丁目～五丁目、阿佐谷南三丁目、成田西二丁目、高井戸東四丁目 |
| 4 阿佐谷地域   | 下井草一丁目～二丁目、阿佐谷北一丁目～六丁目、本天沼一丁目、阿佐谷南一丁目～三丁目、成田東一丁目～五丁目<br>成田西一丁目～三丁目、浜田山四丁目、大宮二丁目、松ノ木一丁目～三丁目、梅里二丁目                  |
| 5 高円寺地域   | 高円寺北一丁目～四丁目、阿佐谷南一丁目～二丁目、高円寺南一丁目～五丁目、和田一丁目～三丁目<br>堀ノ内二丁目～三丁目、松ノ木二丁目～三丁目、梅里一丁目～二丁目                                  |
| 6 高井戸地域   | 松庵一丁目、宮前一丁目・四丁目～五丁目、高井戸西一丁目～三丁目、久我山一丁目～五丁目、上高井戸一丁目～三丁目<br>高井戸東一丁目～三丁目、下高井戸一丁目・三丁目～五丁目、浜田山一丁目～三丁目                  |
| 7 方南・和泉地域 | 永福一丁目～四丁目、浜田山一丁目・三丁目、下高井戸一丁目～三丁目、和泉一丁目～四丁目、方南一丁目～二丁目<br>堀ノ内一丁目～二丁目、大宮一丁目、松ノ木一丁目、永福四丁目                             |



上井草一丁目～四丁目

井草一丁目～五丁目

下井草一丁目～五丁目



井草

イグサ



農福連携農園 すぎのこ農園



## 1 井草地域



区域概要図



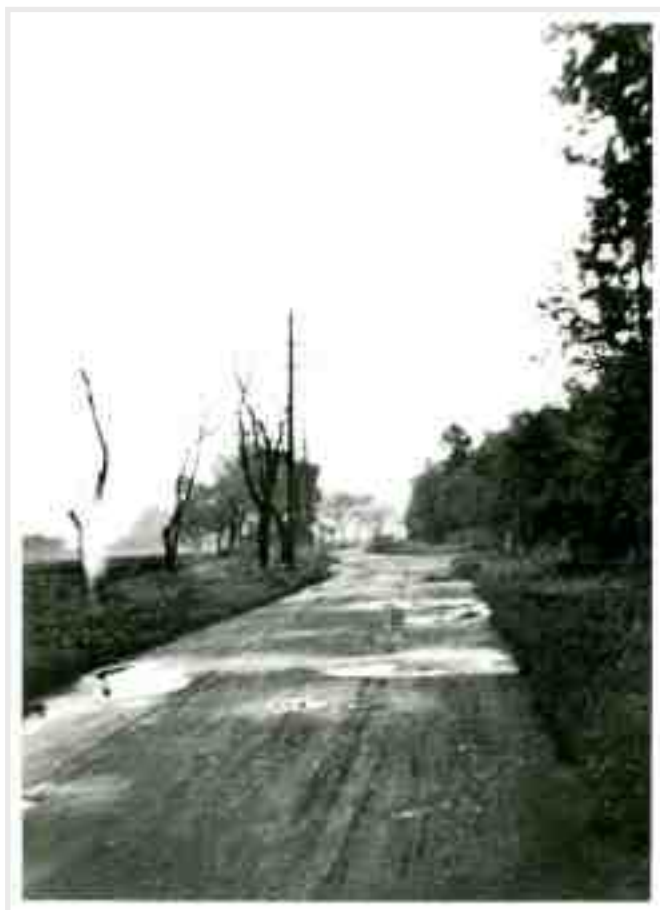
## 凡例

|                                                                                     |         |                                                                                       |          |
|-------------------------------------------------------------------------------------|---------|---------------------------------------------------------------------------------------|----------|
|  | 公園・運動場等 |  | 街路樹      |
|  | 河川、玉川上水 |  | 遊歩道・散歩みち |
|  | 農地      |  | 商店街      |
|  | 屋敷林     |  | 寺社・社寺林   |
|  | 地区計画    |  | 文化財      |
|  | 風致地区    |  | 学校施設     |

## 歴史

この地域は、江戸時代、農地や雑木林が散在する農村であり、明治時代に井荻村となりました。

昭和2年(1927年)には西武鉄道村山線が開通し、下井草駅、井荻駅及び上井草駅が設置されました。都心に通う人々が住むようになり、戦後の高度経済成長期を経て、現在の姿に至っています。



千川通り 井草5丁目(昭和23年(1948年))

## 用途地域\*

下井草駅、井荻駅及び上井草駅周辺は近隣商業地域であり、西武新宿線沿線は中高層住居専用地域です。また、環八通り沿道は、準住居地域と近隣商業地域となっています。

西武新宿線沿線及び幹線道路沿道以外は、多くが第一種低層住居専用地域で占められています。

## 景観要素

### 生活的要素

地域の多くは、比較的大きな戸建住宅や共同住宅などがまばらに分布する住宅地です。

また、下井草駅、井荻駅及び上井草駅周辺は、にぎわいのある商店街が形成されています。

### 自然的要素

農地や樹林地、公園などのオープンスペース\*が多くあります。令和3年(2021年)4月には、農福連携事業\*を実施する農園として、井草三丁目に農福連携農園を開設しました。地域の東端には妙正寺川が流れています。また、かつては地域の中央に井草川が流れていましたが、現在は暗きょ\*化され、その大部分が井草川遊歩道となっています。さらに井草川遊歩道や妙正寺川などをつなぐ「科学と自然の散歩みち\*」が整備されています。

### 公共的要素

道路としては、南北に環八通り、東西に北から新青梅街道、早稲田通りが通っています。また、鉄道としては、中央を東西に西武新宿線が走り、東から下井草駅、井荻駅、上井草駅があります。

また、公共施設としては、上井草スポーツセンターや上井草給水所があるほか、区立施設マネジメント計画により、旧杉並中継所は災害時の防災拠点として活用するとともに、平時における活用方法についても検討を進めています。

### 文化的要素

毎年1月に1年の無病息災を願い、地域の絆を深める「井草どんと焼き」が行われています。上井草駅前には「機動戦士ガンダム」モニュメントが設置されるなど、アニメを生かした商店街振興が行われています。





善福寺公園の上の池



上荻二丁目～四丁目

西荻北一丁目～五丁目

善福寺一丁目～四丁目

桃井三丁目～四丁目

今川三丁目～四丁目

松庵二丁目～三丁目

宮前五丁目

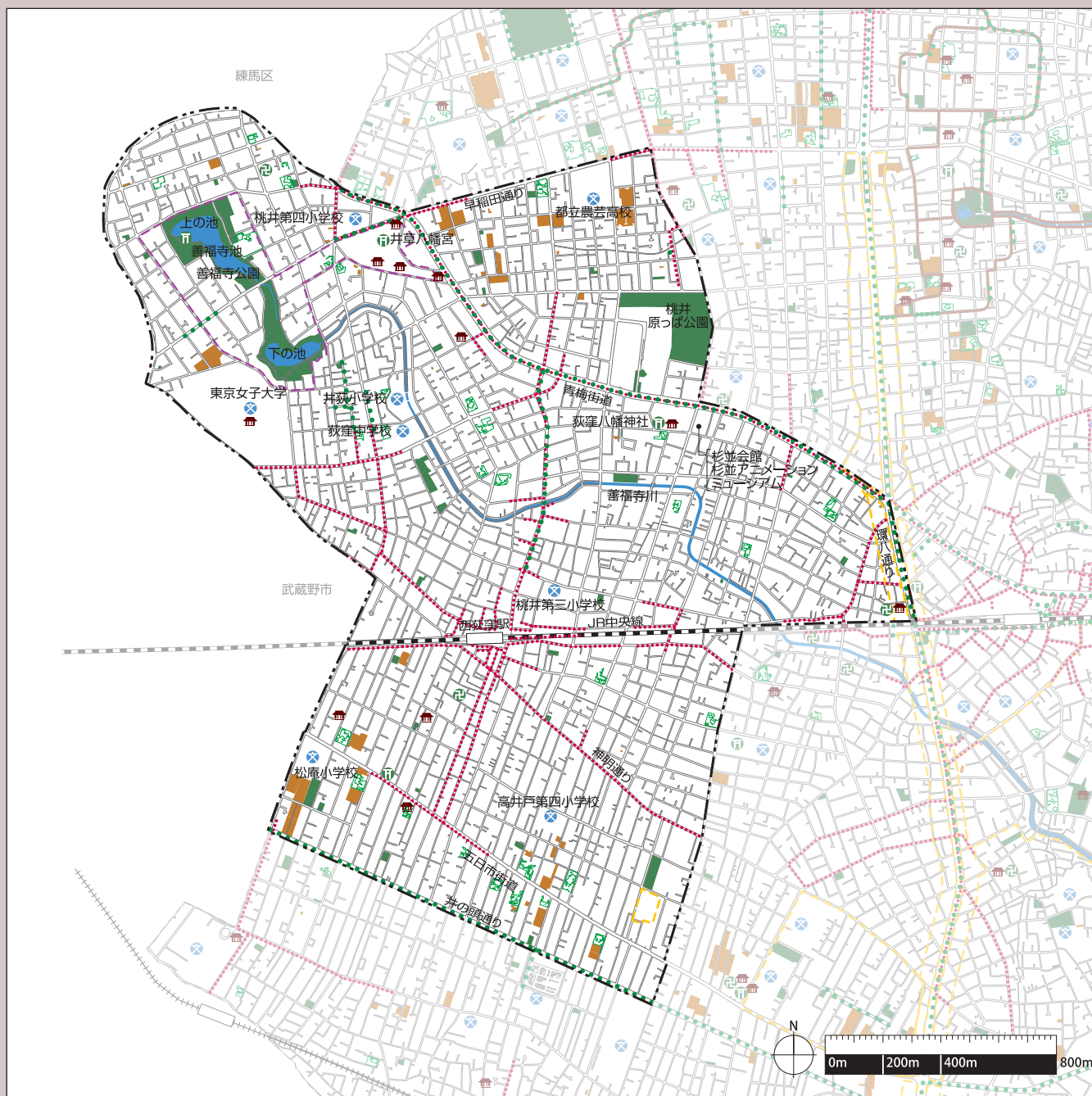
西荻南一丁目～四丁目

ニシオギ

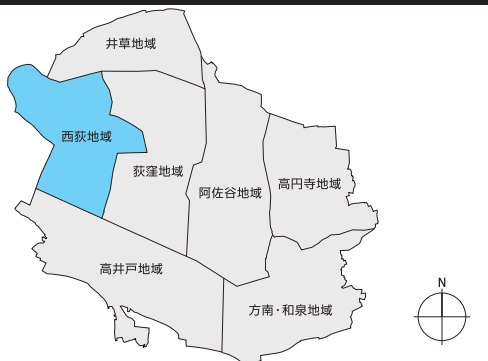
# 西荻



## 2 西荻地域



区域概要図



凡例

|  |         |  |          |
|--|---------|--|----------|
|  | 公園・運動場等 |  | 街路樹      |
|  | 河川、玉川上水 |  | 遊歩道・散歩みち |
|  | 農地      |  | 商店街      |
|  | 屋敷林     |  | 寺社・社寺林   |
|  | 地区計画    |  | 文化財      |
|  | 風致地区    |  | 学校施設     |

## 歴史

この地域は、江戸時代、農地や雑木林が散在し、青梅街道沿いに民家が並んでいました。また、新田開発で開けた大宮前新田、松庵村、中高井戸村は、五日市街道沿いに縦長の短冊形地割をしており、街道に沿って民家が点在していました。明治22年(1889年)に「市制・町村制」が施行され、井荻村と高井戸村に統合された後、大正15年(1926年)にそれぞれが町になりました。

明治22年(1889年)には甲武鉄道(現在のJR中央線)が開通し、大正11年(1922年)に新設された西荻窪駅への道路を設置するため、井荻第一耕地整理\*組合が設立され、耕地整理\*が行われました。



開設された西荻窪駅の北口(大正11年(1922年))

## 用途地域\*

西荻窪駅周辺及び青梅街道沿道などは、商業地域及び近隣商業地域です。また、桃井二丁目、三丁目、四丁目の一部は、準工業地域です。その他の区域は、第一種低層住居専用地域などです。

善福寺公園周辺の善福寺二・三丁目の一部は、善福寺風致地区\*となっています。

## 景観要素

### 生活的要素

比較的敷地面積の大きな戸建住宅が多く分布する住宅地です。地域南側の五日市街道沿道は、屋敷林を持つ比較的大きな宅地や農地が残っており、落ち着いた感のある住宅地が形成されています。一方で、中小規模の戸建住宅を中心とした密度の高い土地利用がなされているところもあります。また、西荻窪駅周辺は、商業施設や飲食店などが集まり、にぎわいのあるまちなみが形成されています。

### 自然的要素

地域北側には、東西に善福寺川が流れており、北西部には大きな池のある善福寺公園があります。一方で、南側はまとまりのあるオープンスペース\*や公園・緑地が少なくなっています。

### 公共的要素

道路としては、東西に北から早稲田通り、青梅街道、五日市街道、井の頭通りが通っています。

また、鉄道としては、中央を東西にJR中央線が走り、西荻窪駅があります。

令和2年(2020年)4月には、東京都市計画道路補助線街路第132号線のうち青梅街道から善福寺川を越えた区間について、東京都から都市計画事業の認可を受け、事業を開始しています。

### 文化的要素

井草八幡宮や東京女子大学といった歴史的な建物が残されています。井草八幡宮では、5年に一度、流鏑馬神事が行われます。

地域の商店街には、雑貨店や古書店等が立ち並び、文化的な街となっています。公共施設としては、日本のアニメ文化を学び、体験できる場の杉並アニメーションミュージアムがあります。

その他、桃井原っぱ公園では、区内最大級のイベントであるすぎなみフェスタが開催され、区内外から多くの人々が来場し、にぎわいを創出しています。



今川一丁目～二丁目

桃井一丁目～二丁目

清水一丁目～三丁目

本天沼一丁目～三丁目

天沼一丁目～三丁目

上荻一丁目

南荻窪一丁目～四丁目

宮前一丁目～四丁目

荻窪一丁目～五丁目

阿佐谷南三丁目

成田西二丁目

高井戸東四丁目



荻窪

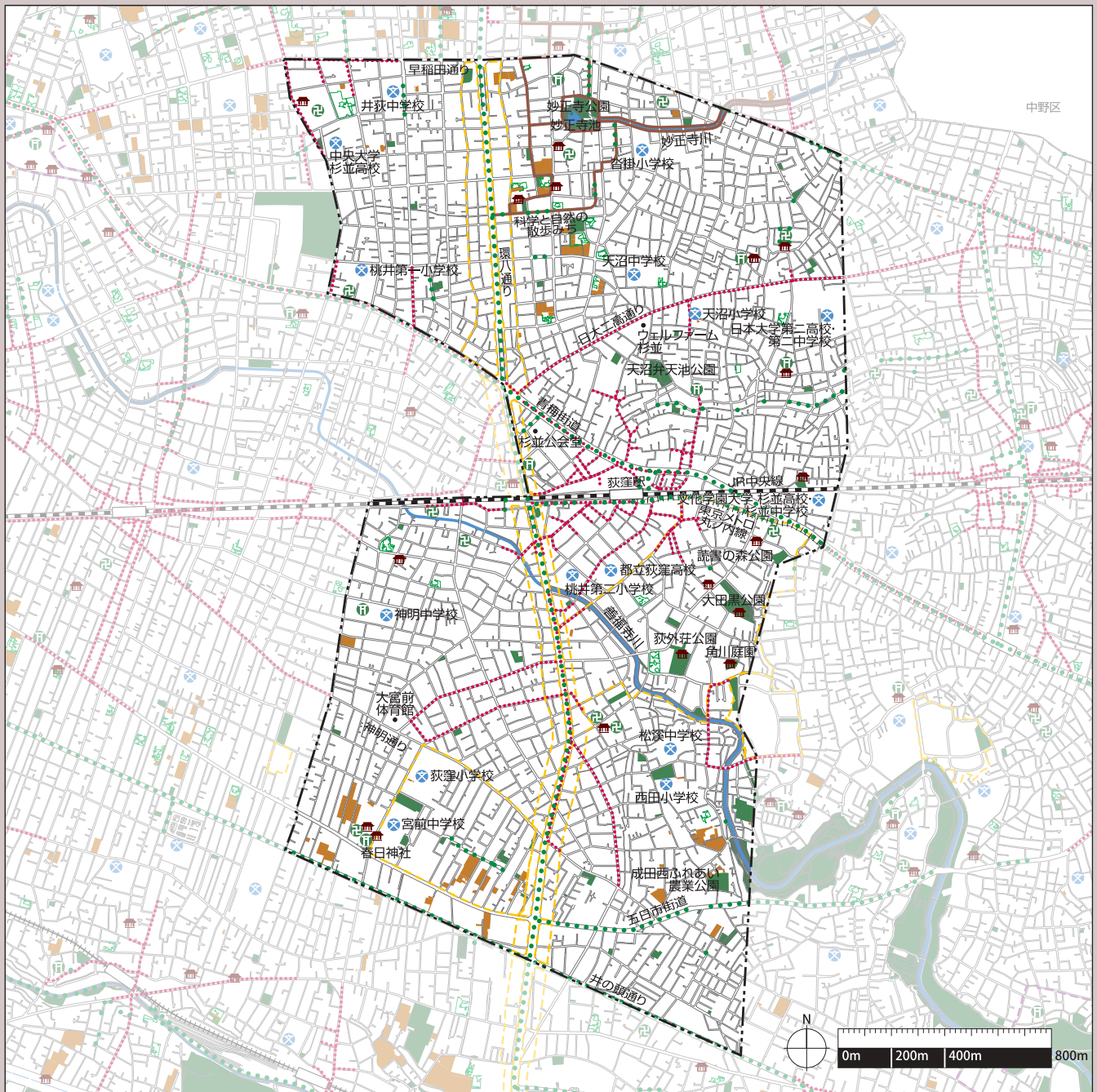
オギクボ



荻外荘公園



### 3 萩窪地域



区域概要図



凡例

|  |         |  |          |
|--|---------|--|----------|
|  | 公園・運動場等 |  | 街路樹      |
|  | 河川、玉川上水 |  | 遊歩道・散歩みち |
|  | 農地      |  | 商店街      |
|  | 屋敷林     |  | 寺社・社寺林   |
|  | 地区計画    |  | 文化財      |
|  | 風致地区    |  | 学校施設     |

## 歴史

この地域は、室町時代にはある程度の田畑、農家がありました。江戸時代に入ると新田開発も行われ、青梅街道や五日市街道沿いに農地や雑木林が広がり、農家が点在する農村地帯でした。江戸時代、この地域の北側は天沼村や下井草村、南側は上荻窪村や下荻窪村であり、ほとんどの住民が農業に従事し、野菜などを栽培していました。明治22年(1889年)、上井草村、下井草村、上荻窪村、下荻窪村の4村が合併し、井荻村に高円寺村、馬橋村、阿佐ヶ谷村、天沼村、田端村、成宗村の6村が合併し、杉並村になりました。明治22年(1889年)に甲武鉄道(現在のJR中央線)が開通し、明治24年(1891年)に荻窪駅が開設されるとともに宅地化が始まり、特に大正12年(1923年)の関東大震災後の東京市民の郊外転入により発展しました。

戦後、昭和30年代に入ると、善福寺川流域の水田が埋め立てられて団地や住宅地となり、一部が緑地として残りました。

## 用途地域\*

青梅街道、日大二高通り及び環八通り沿道などは、商業地域及び近隣商業地域です。その他は、第一種低層住居専用地域などです。

また、環八通り沿道は、沿道地区計画\*が導入されるなど、道路交通騒音の防止や商業・業務機能の集積が進んでいるとともに、天沼三丁目は、木造住宅が密集しているため東京都建築安全条例による「新たな防火規制区域\*」に指定されています。

## 景観要素

### 生活的要素

北側には寺や屋敷林などがあり、比較的ゆとりあるまちが形成されています。天沼周辺は、小規模な木造住宅が密集しています。南側には大田黒公園周辺地区地区計画\*に基づく建築物等の規制により、良好な住環境の維持とみどり豊かな落ち着いたあるまちなみが形成されています。

荻窪駅は区内最大の交通結節点\*で、乗降客数も区内最大です。駅周辺には商業施設や飲食店などが集まり、にぎわいのあるまちなみが形成されています。

### 自然的要素

北端を東西に妙正寺川が流れており、南側には東西に善福寺川が流れています。また、風情ある草花や池により、住宅地でも自然と触れ合うことができる天沼弁天池公園があります。南側には、農の風景の保全と都市景観の向上を図ることを目的とした、成田西ふれあい農業公園があります。

### 公共的要素

道路としては、南北に環八通り、東西に北から早稲田通り、青梅街道、五日市街道、井の頭通りが通っています。鉄道としては、中央を東西にJR中央線が走り、荻窪駅があります。公共施設としては、平成30年(2018年)3月にウェルファーム杉並が建てられました。また、令和2年(2020年)9月に、杉並区立中央図書館がリニューアルされ、隣接した読書の森公園とより一体となり、本と自然を同時に楽しめる施設となっています。



荻窪駅北口付近(昭和19年(1944年))

### 文化的要素

古くから著名な文化人が多く住んでいたことにより、別荘地等の歴史的建築物が多い地域です。音楽家・大田黒元雄氏の屋敷跡である大田黒公園、政治家・近衛文麿の住んだ屋敷である荻外荘等が点在しています。また、活気に満ちた文化芸術の活動拠点となる杉並公会堂があります。

大田黒公園では、毎年秋に、紅葉のライトアップが行われ、多くの人が集まるイベントとなっています。加えて、「荻窪音楽祭」が行われ、駅前広場や教会などでクラシック音楽を気軽に楽しむことができます。





中杉通り

アサガヤ





下井草一丁目～二丁目

阿佐谷北一丁目～六丁目

本天沼一丁目

阿佐谷南一丁目～三丁目

成田東一丁目～五丁目

成田西一丁目～三丁目

浜田山四丁目

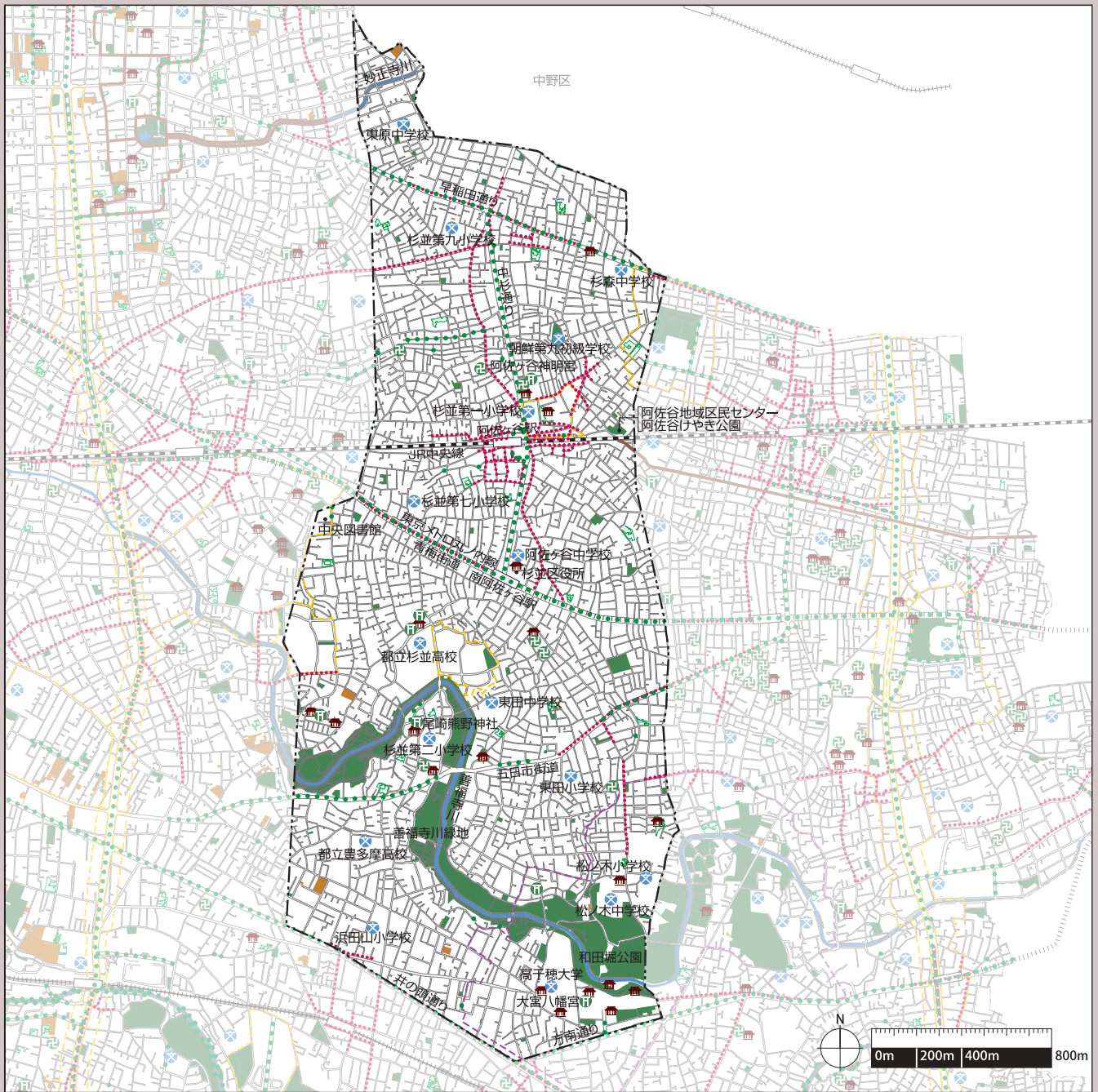
大宮二丁目

松ノ木一丁目～三丁目

梅里二丁目

# 阿佐谷

# 4 阿佐谷地域



| 凡例 |         |  |          |
|----|---------|--|----------|
|    | 公園・運動場等 |  | 街路樹      |
|    | 河川、玉川上水 |  | 遊歩道・散歩みち |
|    | 農地      |  | 商店街      |
|    | 屋敷林     |  | 寺社・社寺林   |
|    | 地区計画    |  | 文化財      |
|    | 風致地区    |  | 学校施設     |



## 歴史

この地域は、江戸時代、北側は阿佐ヶ谷村、南側は成宗村や田端村であり、明治 22 年(1889 年)に高門寺村、馬橋村、阿佐ヶ谷村、天沼村、田端村、成宗村の 6 村が合併し、杉並村となりました。当時は青梅街道沿いに農地や雑木林に囲まれて農家が点在する農村地帯でした。

明治 22 年(1889 年)に甲武鉄道(現在の J R 中央線)が開通し、大正 11 年(1922 年)に阿佐ヶ谷駅が開設されました。また、大正 10 年(1921 年)に青梅街道に堀之内軌道(戦後の都電杉並線)が開通しました。

大正 12 年(1923 年)に起きた関東大震災後、住宅地として急速に発展し、大正 13 年(1924 年)に杉並町になりました。

## 用途地域\*

早稲田通り、青梅街道、五日市街道及び中杉通り沿道などは、商業地域\*及び近隣商業地域\*です。その他の区域は、第一種低層住居専用地域\*などです。

地域の北東側は、木造住宅が密集しているため、東京都建築安全条例による「新たな防火規制区域\*」に指定されています。また、地域の南側は、土地区画整理事業を施行すべき区域\*及び和田堀風致地区\*となっています。

## 景観要素

### 生活的要素

地域の北側は、比較的小規模な住宅が密集しています。青梅街道の南側は、共同住宅や大規模・小規模の住宅が混在しています。浜田山周辺は、比較的ゆとりある土地利用が行われています。

阿佐ヶ谷駅、南阿佐ヶ谷駅周辺は、商業施設や飲食店のほか、区役所をはじめ多くの公共公益施設が集まり、にぎわいのあるまちなみが形成されています。

### 自然的要素

地域の北端を東西に妙正寺川が流れています。また、中杉通りのケヤキ並木は、多くの区民に愛着をもたれ、区のシンボルとなっています。

南側には善福寺川が流れており、大きく蛇行する川に沿って善福寺川緑地と和田堀公園が広がっています。

### 公共的要素

道路としては、東西に早稲田通り、青梅街道、五日市街道、井の頭通りが通っています。また、南北には無電柱化が完了した中杉通りが通っており、電柱や電線のないすっきりとした美しい景観に生まれ変わっています。

鉄道としては、中央を東西に J R 中央線が走り、阿佐ヶ谷駅があります。また、杉並区役所の隣には東京メトロ丸ノ内線南阿佐ヶ谷駅があります。

公共施設としては、令和 4 年(2022 年)3 月に、阿佐谷地域区民センターが移転し、隣接する阿佐ヶ谷けやき公園とともにリニューアルされ、屋上公園も新たにできたことから、より美しく、人々を楽しませる集いの場となっています。

また、阿佐ヶ谷駅北東地区において、防災性・安全性の向上と駅前にふさわしい都市機能の強化、阿佐谷の歴史を伝える景観づくり、みどりと住環境の調和したまちづくりを推進するため、平成 31 年(2019 年)3 月に「阿佐ヶ谷駅北東地区まちづくり計画\*」を策定、令和 2 年(2020 年)3 月には「東京都市計画阿佐ヶ谷駅北東地区地区計画\*」の都市計画決定を行いました。これに伴い、杉並第一小学校は、周辺地域とも調和した、子どもたちが輝ける学校として新たに整備されることとなりました。

### 文化的要素

地域の人たちの手で大切に続けられている「阿佐谷七夕まつり」や「阿佐谷ジャズストリート」などのイベントが開催されています。また、12 月上旬から 1 月下旬には、駅南口広場に大きくそびえたつアケボノスギにイルミネーションが灯され、季節の風物詩となっています。

高円寺北一丁目～四丁目

阿佐谷南一丁目～二丁目

高円寺南一丁目～五丁目

和田一丁目～三丁目

堀ノ内二丁目～三丁目

松ノ木二丁目～三丁目

梅里一丁目～二丁目



向



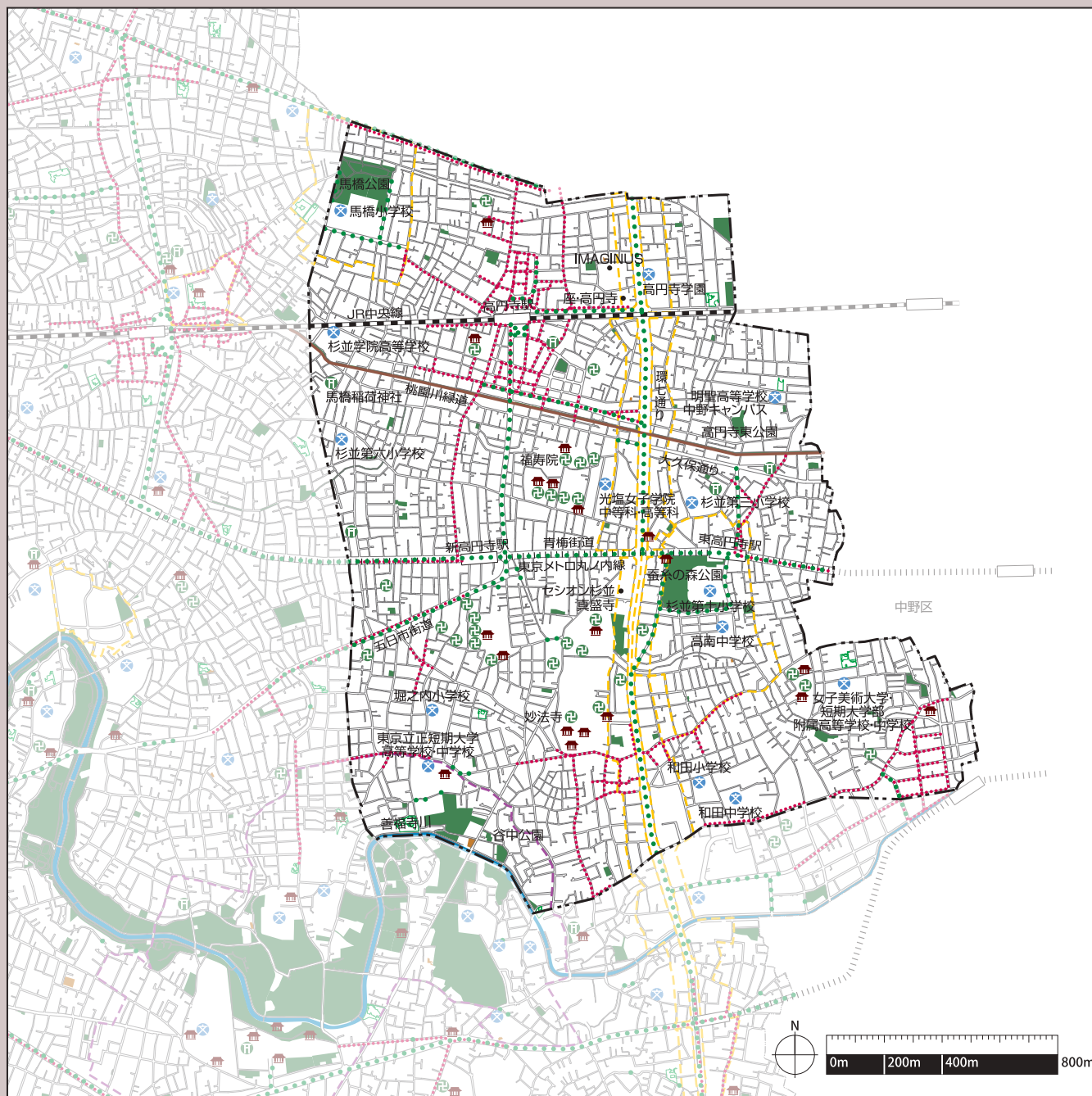


高円寺北三丁目 セントラルロード

コウエンジ



## 5 高円寺地域



区域概要図



凡例

|  |         |  |          |
|--|---------|--|----------|
|  | 公園・運動場等 |  | 街路樹      |
|  | 河川、玉川上水 |  | 遊歩道・散歩みち |
|  | 農地      |  | 商店街      |
|  | 屋敷林     |  | 寺社・社寺林   |
|  | 地区計画    |  | 文化財      |
|  | 風致地区    |  | 学校施設     |

## 歴史

この地域は、江戸時代、北側は高円寺村や馬橋村、南側は和田村や堀ノ内村でした。明治22年(1889年)に北側の2村と阿佐ヶ谷村、天沼村、田端村、成宗村が合併し、杉並村となり、南側の2村と和泉村、永福寺村が合併し、和田堀内村となりました。当時は青梅街道沿いに農家が点在する農村地帯でした。大正12年(1923年)に起きた関東大震災後、住宅地として急速に発展し、杉並村は大正13年(1924年)に杉並町に、和田堀内村は大正15年(1926年)に和田堀町になりました。

明治40年(1907年)から43年(1910年)にかけて東京市中から福寿院など4寺院が移転するなど、寺院が集積する寺町が形成されました。

明治22年(1889年)に甲武鉄道(現在のJR中央線)が開通し、中野に隣接する高円寺から宅地化が進み、大正11年(1922年)に高円寺駅が開設されました。また、大正10年(1921年)に青梅街道に堀之内軌道(戦後の都電杉並線)が開通しました。

## 用途地域\*

高円寺駅周辺、青梅街道及び環七通り沿道などは、商業地域及び近隣商業地域です。その他の区域は、第一種低層住居専用地域などです。

地域の北側は、木造住宅が密集しているため東京都建築安全条例による「新たな防火規制区域\*」に指定されています。また、環七通り沿道は、沿道地区計画\*が指定されるなど、道路交通騒音の防止と商業・業務機能の集積が進んでいます。地域の南側は、和田堀風致地区\*となっています。

## 景観要素

### 生活的要素

比較的小規模な木造住宅が密集している住宅地です。特に、駅周辺は狭小敷地や賃貸の共同住宅が多く集まっています。

高円寺駅、東高円寺駅及び新高円寺駅周辺は、商業施設や飲食店などが集まり、にぎわいのあるまちなみが形成されています。

### 自然的要素

蚕糸の森公園や善福寺川流域の和田堀公園などがあり、みどりのオープンスペース\*が点在しています。

地域の南端を東西に善福寺川が流れています。

### 公共的要素

道路としては、南北に環七通り、東西に北から早稲田通り、青梅街道が通っています。

令和4年(2022年)7月には、東京都市計画道路補助線街路第221号線について、東京都から都市計画事業の認可を受け、事業を開始しています。

鉄道としては、北側を東西にJR中央線が走り高円寺駅が、中央を東西に東京メトロ丸ノ内線が走り、東から東高円寺駅、新高円寺駅があります。

公共施設としては、令和5年(2023年)8月に施設改修工事を経てリニューアルオープンしたセシオン杉並があります。セシオン杉並には、ホール、展示室等が整備されており、区の文化教育活動拠点として利用されています。また、区民の各種届出や手続きができる高円寺区民事務所が併設されています。

令和5年(2023年)10月には、旧杉並第四小学校の校舎を改修した「未来をつくる杉並サイエンスラボ IMAGINUS」がオープンし、次世代型科学教育の新たな拠点となっています。

### 文化的要素

古着屋やライブハウスなどが集積しており、若者や来街者が多く集まるまちとなっている一方、高円寺駅南側の寺町をはじめ、妙法寺などの寺院が集積しています。

また、春の「高円寺びっくり大道芸」、夏の「東京高円寺阿波おどり」、秋の「高円寺フェス」、冬の「高円寺演芸まつり」と一年を通じて個性豊かなイベントが開催されています。また、杉並芸術会館(座・高円寺)は、活気に満ちた文化芸術の活動拠点となっています。





区立柏の宮公園の稲刈り

タカイド





松庵一丁目

宮前一丁目・四丁目～五丁目

高井戸西一丁目～三丁目

久我山一丁目～五丁目

上高井戸一丁目～三丁目

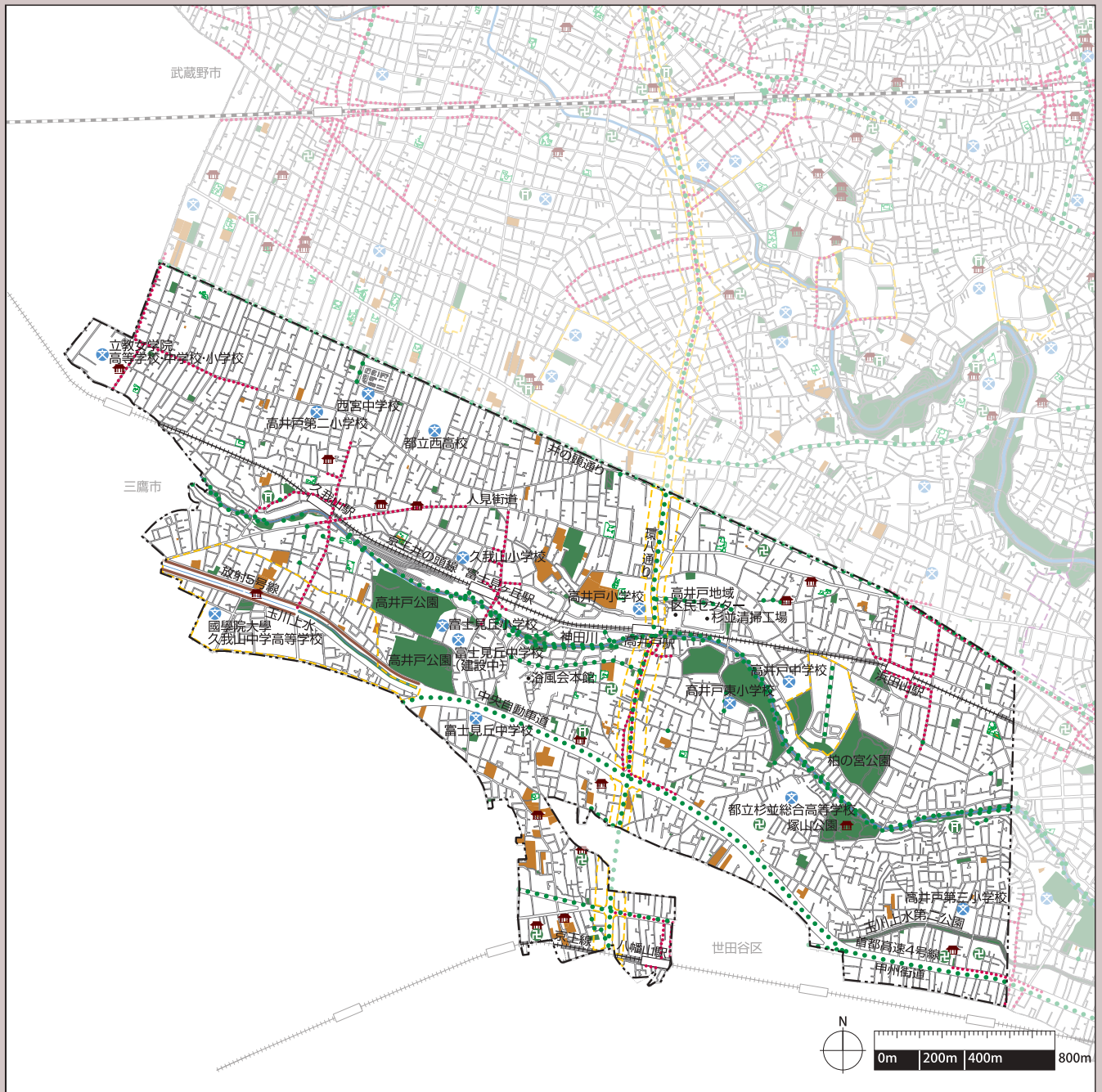
高井戸東一丁目～三丁目

下高井戸一丁目・三丁目～五丁目

浜田山一丁目～三丁目

# 高井戸

## 6 高井戸地域



区域概要図



凡例

|  |         |  |          |
|--|---------|--|----------|
|  | 公園・運動場等 |  | 街路樹      |
|  | 河川、玉川上水 |  | 遊歩道・散歩みち |
|  | 農地      |  | 商店街      |
|  | 屋敷林     |  | 寺社・社寺林   |
|  | 地区計画    |  | 文化財      |
|  | 風致地区    |  | 学校施設     |



## 歴史

この地域は、江戸時代、大宮前新田、久我山村、上高井戸村、下高井戸村であり、甲州街道に上高井戸宿、下高井戸宿の宿場町がありました。明治22年（1889年）に大宮前新田、松庵村、久我山村、中高井戸村、上高井戸村、下高井戸村の6村が合併し、高井戸村となりました。当時は農家が点在する農村地帯でした。

大正2年（1913年）に甲州街道沿いに京王電気軌道（現在の京王線）が、昭和8年（1933年）に帝都電鉄（現在の京王井の頭線）が開通しました。

高井戸村は、大正15年（1926年）に高井戸町になりました。



京王井の頭線 高井戸駅から浜田山駅を望む  
(昭和30年（1955年）2月)

## 用途地域

浜田山駅、高井戸駅、富士見ヶ丘駅、久我山駅及び八幡山駅周辺、甲州街道や環八通り沿道などは、近隣商業地域です。その他の区域は、第一種低層住居専用地域などです。

また、久我山一丁目と久我山二・三丁目の一部では、玉川上水・放射5号線周辺地区地区計画\*が都市計画決定されています。

## 景観要素

### 生活的要素

豊かな屋敷林を持つ比較的敷地規模の大きな戸建住宅を中心とした住宅地がある一方、中小規模の戸建住宅や共同住宅が混在する比較的密度の高い住宅地も形成されています。

浜田山駅、高井戸駅、富士見ヶ丘駅、久我山駅及び八幡山駅周辺は、飲食店などが集まり、それぞれにぎわいのあるまちなみが形成されています。

### 自然的要素

中央を東西に神田川が、南側を東西に国史跡玉川上水が流れています。玉川上水の上流部は現在もその形を留めており、下流部は暗きよ\*化され、主に公園として利用されています。また、柏の宮公園や塚山公園、高井戸公園など、みどりのオープンスペース\*が豊富にあります。

### 公共的要素

道路としては、南北に環八通り、東西に北から井の頭通り、人見街道、放射5号線、首都高速4号線・中央自動車道、甲州街道が通っています。

鉄道としては、中央を東西に京王井の頭線が走り、東から浜田山駅、高井戸駅、富士見ヶ丘駅、久我山駅が、南側を東西に京王線が走り、八幡山駅があります。

公共施設としては、杉並清掃工場の煙突が、杉並のランドマークとも言える景観となっています。

また、令和5年（2023年）8月に、富士見丘小学校が改築されました。新校舎の隣には、富士見丘多目的広場が開設され、小学校や少年団体等による貸切使用のほか、一般開放も行っています。なお、富士見丘中学校については、令和8年（2026年）の開校をめざして新校舎の建築工事を行っています。

放射第5号線の久我山区間については、国の史跡である玉川上水の保全や周辺住環境に配慮した幹線道路として整備されています。

### 文化的要素

浴風会の本館は、「東京都選定歴史的建造物」に指定されており、高井戸地域のシンボルのひとつとなっています。その他、塚山公園には縄文時代中期の遺跡があります。



永福一丁目～四丁目

浜田山一丁目・三丁目

下高井戸一丁目～三丁目

和泉一丁目～四丁目

方南一丁目～二丁目

堀ノ内一丁目～二丁目

大宮一丁目

松ノ木一丁目

永福四丁目



方南・ホウナン



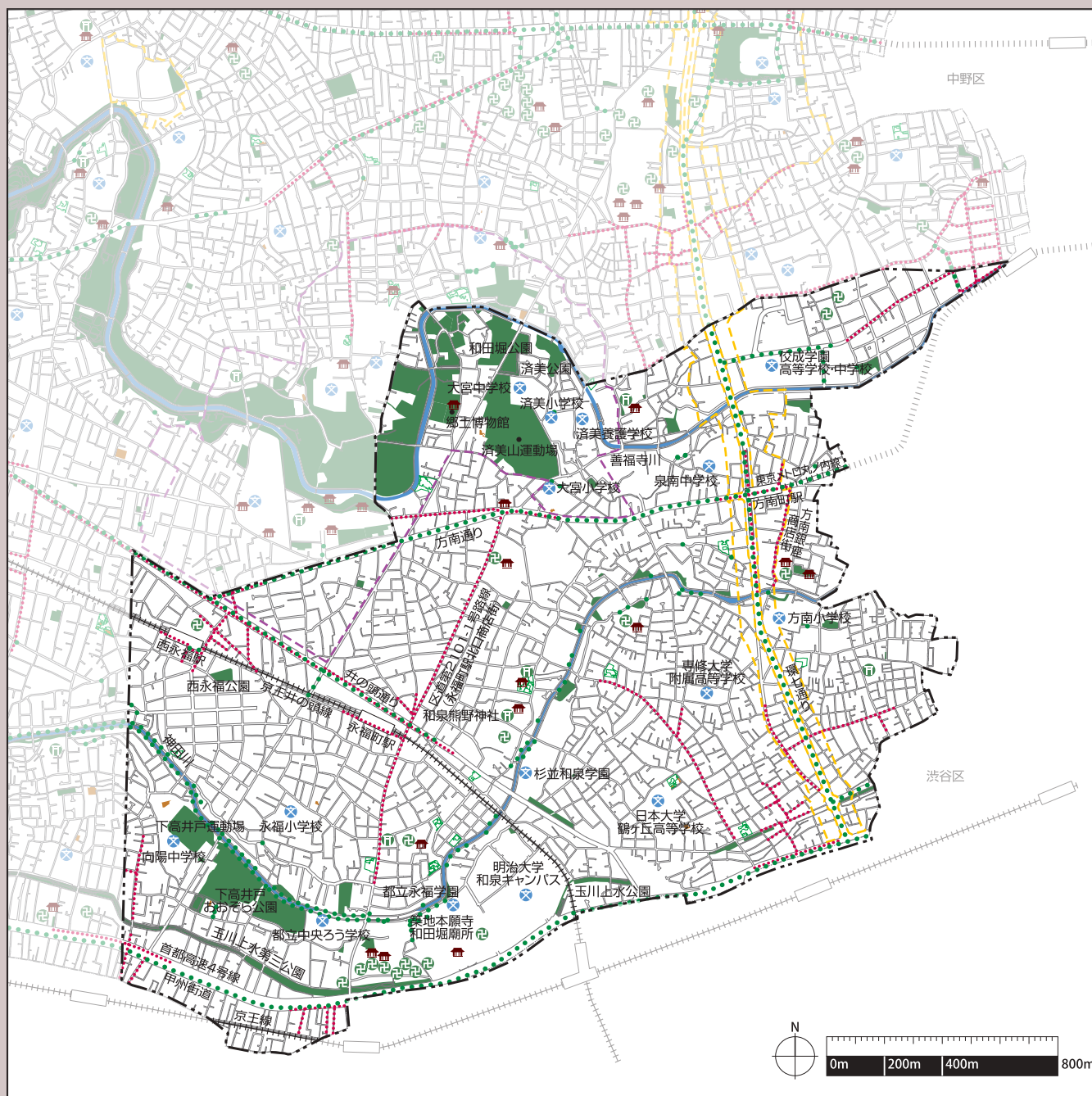
方南銀座商店街

# 伊豆

イズミ



## 7 方南・和泉地域



| 凡例                                                                                  |         |                                                                                       |          |
|-------------------------------------------------------------------------------------|---------|---------------------------------------------------------------------------------------|----------|
|  | 公園・運動場等 |  | 街路樹      |
|  | 河川、玉川上水 |  | 遊歩道・散歩みち |
|  | 農地      |  | 商店街      |
|  | 屋敷林     |  | 寺社・社寺林   |
|  | 地区計画    |  | 文化財      |
|  | 風致地区    |  | 学校施設     |



## 歴史

この地域は、江戸時代、和田村、堀ノ内村、和泉村、永福寺村、下高井戸村でした。明治22年(1889年)に和田村、堀ノ内村、和泉村、永福寺村の4村が合併し、和田堀内村となりました。下高井戸村は、明治22年(1889年)に大宮前新田、松庵村、久我山村、中高井戸村、上高井戸村と合併し、高井戸村となりました。当時は農地や雑木林に囲まれて農家が点在する農村地帯でした。

大正2年(1913年)に甲州街道沿いに京王電気軌道(現在の京王線)が、昭和8年(1933年)に帝都電鉄(現在の京王井の頭線)が開通しました。

大正15年(1926年)に和田堀内村は和田堀町に、高井戸村は高井戸町になりました。

## 用途地域\*

永福町駅及び西永福駅周辺、甲州街道や環七通り沿道などは、商業地域及び近隣商業地域です。その他の区域は、第一種低層住居専用地域などです。

また、環七通り沿道は、沿道地区計画\*が導入されるなど、道路交通騒音の防止と商業・業務機能の集積が図られています。

## 景観要素

### 生活的要素

土地区画整理\*が実施された地区がある一方、戸建住宅や木造アパートが密集している地区もあります。

また、方南一丁目地区は東京都の不燃化特区\*に指定されており、公園や広場といった空地がほかの区域よりも少ないため、災害時に避難する場所の確保に取り組んでいます。

永福町駅、西永福駅及び方南町駅周辺は、にぎわいのあるまちなみが形成されています。

### 自然的要素

北側を東西に善福寺川が、中央を東西に神田川が流れています。

和田堀公園や下高井戸おおぞら公園、寺院などみどり豊かなオープンスペース\*が多く点在しています。

また、善福寺川の親水護岸\*と一体となった済美公園があります。

### 公共的要素

道路としては、南北に環七通り、東西に北から方南通り、甲州街道、南東から北西にかけて井の頭通りが通っています。

甲州街道などの幹線道路沿道には、共同住宅や事業所ビルなどが連なっています。

永福町駅北口商店街の区道第2101-1号路線は、無電柱化整備などにより、安全で快適な歩行空間が確保されています。

鉄道としては、井の頭通りに沿って京王井の頭線が走り東から永福町駅、西永福駅があるとともに、地域の東端には東京メトロ丸ノ内線方南町駅があります。

また、方南一丁目地区においては、「方南一丁目地区防災まちづくり計画\*」を令和6年(2024年)7月に策定し、建物の不燃化等の防災まちづくりを推進しています。

### 文化的要素

方南銀座商店街では、毎年8月に「HONAN エイサー&ミュージックフェス」が開催され、小さな子どもから小・中学生、大人まで地域が一体となって楽しんでいます。

また、杉並に関する歴史と郷土資料の収集・保存、調査・研究と展示・公開を行っている杉並区立郷土博物館があり、歴史と文化に触れることができます。